

**「世田谷区豪雨対策行動計画」**  
**(平成30年度～平成33年度)**  
(2018) (2021)

**(素案)**

**平成29年(2017年)11月**

**世 田 谷 区**

世田谷区豪雨対策行動計画  
(平成30年度～平成33年度まで)  
(2018) (2021)

## 目 次

はじめに.....	1
1. 世田谷区豪雨対策行動計画の基本的な考え方.....	2
1.1 位置づけ.....	2
1.2 行動計画における評価及び課題.....	3
1.3 目標.....	4
1.4 新たな視点.....	5
1.5 体系.....	6
1.6 「行動計画」の期間.....	7
2. 4つの柱に対する行動計画.....	8
2.1 河川・下水道の整備.....	8
2.2 流域対策.....	21
2.3 家づくり・まちづくり対策.....	42
2.4 避難方策.....	48
3. モデル地区.....	52
3.1 モデル地区の位置図.....	52
3.2 単位対策量.....	53
4. 進捗管理等.....	54
4.1 実施主体.....	54
4.2 進捗管理.....	55
4.3 区及び都における主な整備内容の一覧.....	56

## はじめに

世田谷区では、近年頻発している局所的な集中豪雨から区民の生命と財産を守り、「水害に強い安全・安心のまち世田谷」を目指して、平成21年10月に「世田谷区豪雨対策基本方針」、平成22年3月に「世田谷区豪雨対策行動計画」を策定しました。

平成26年12月には、「世田谷区豪雨対策行動計画（後期）」を策定し、新たな行動計画に取り組んできました。

また、東京都が、平成26年6月に「東京都豪雨対策基本方針」を改正したことに伴い、平成28年3月に「世田谷区豪雨対策基本方針」を修正しました。

しかしながら、昨今は、このような局所的な集中豪雨ばかりではなく、関東・東北豪雨（平成27年9月）や九州北部豪雨（平成29年7月）のように、記録的豪雨をもたらす線状降水帯は、日本中のどこでも発生し、世田谷区も予断を許さない状況にあります。

河川・下水道の改修・整備については、主に東京都の役割となっており、これまで、浸水被害が発生した地域を中心に、様々な計画や整備も進展しているところです。世田谷区としても、できる限り整備が円滑、着実に進められるよう、東京都と調整を図りながら進めていきます。

流域対策については、世田谷区豪雨対策基本方針で、世田谷区内全域で、平成49年度までに時間10mm降雨相当（約9.6万 $\text{m}^3$ ）の流出抑制を目指すという目標を設定し、平成49年度までの約9.6万 $\text{m}^3$ の雨水流出抑制量を見据えながら、今回の行動計画の目標とする対策量（平成30年度～平成33年度）を設定しました。

そのため、流域対策をより促進していくには、公共施設による流域対策だけではなく、世田谷区、区民、民間事業者がともに協力、連携をしながら流域対策を強化していくことが必要です。また、併せて雨水を一時的に貯留するための施設を設置し、雨水の利用の推進にも努めていきます。

家づくり・まちづくり対策や避難方策については、様々な適切な情報の提供や周知を行うことや自助、共助による体制を構築していくことが重要です。

一方、「雨水の利用の推進に関する法律」や「水循環基本法」などの法整備も整い、また、新たに“自然の多様な機能を活用したインフラ「グリーンインフラ」”の取り組みが始められています。今回の行動計画の策定にあたっては、このような新たな考え方を取り入れながら流域対策の促進に努めていきます。

世田谷区では、浸水被害の軽減を目指して、豪雨対策を一層推進してまいります。

# 1. 世田谷区豪雨対策行動計画の基本的な考え方

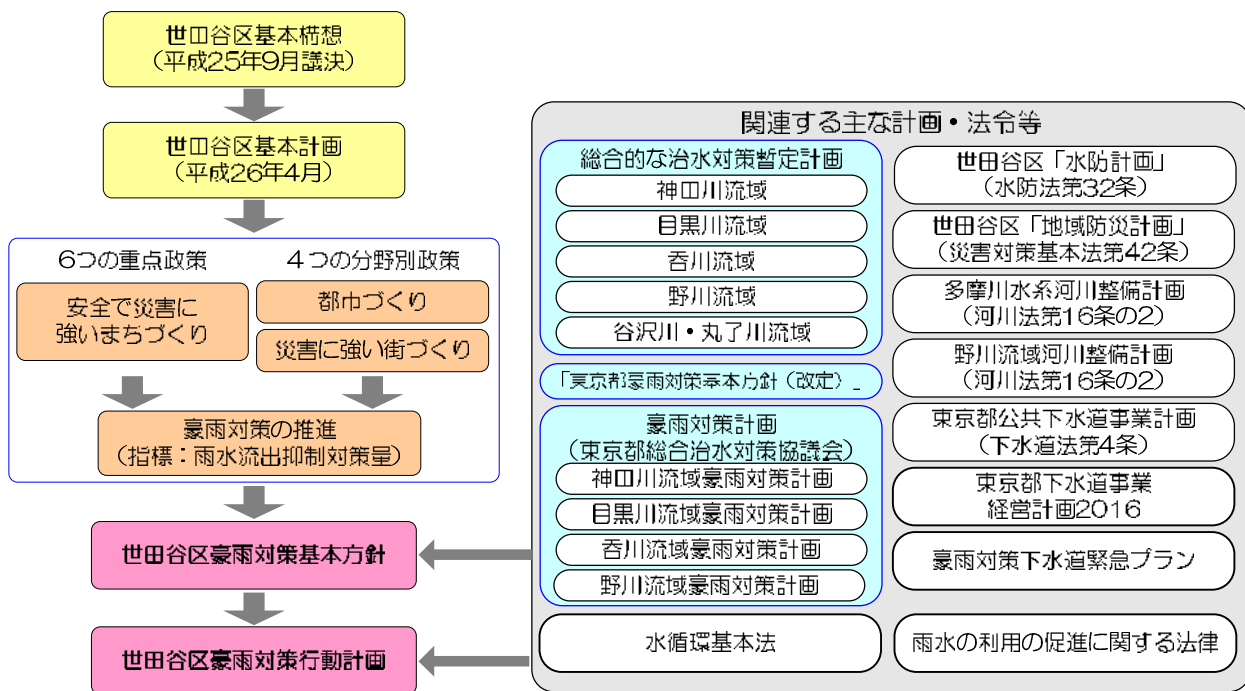
## 1.1 位置づけ

「世田谷区豪雨対策行動計画」(以下、「行動計画」という。)は、「世田谷区豪雨対策基本方針」(以下、「基本方針」という。)に基づく豪雨対策を計画的に推進するため、平成33年度までの目標達成を見据えながら、事業の内容や実施目標を示しています。

この「行動計画」は、区、区民、事業者<sup>1</sup>、国、都等が主体となり、事業を推進していくものです。また、区は、事業の推進に当たって、区民、事業者、国、都等と連携・調整・協力してまいります。

1 事業者:区内で店舗・会社・工場・事務所等の事業活動を行う方を指します。

図 1.1 「行動計画」の位置づけ



## 1.2 行動計画における評価及び課題

世田谷区では、「世田谷区豪雨対策行動計画（後期）（平成26年度～平成29年度まで）」（以下、「現行計画」という。）策定後、「基本方針」で定めている10年後の目標に向けて、豪雨対策の取り組みについての4つの柱に基づき、鋭意対策を進めてきました。

現行計画に対する評価及び課題は以下のとおりです。

### 現行計画に対する評価・主な取組

#### 河川・下水道整備の推進

- ・野川・仙川の護岸整備は概ね完了（98%）しており、谷沢川の河川整備についても平成29年度に谷沢川分水路が着工（予定）
- ・松原幹線、北沢幹線、烏山幹線、九品仏幹線は平成29年度再構築実施、蛇崩川幹線は平成29年度増強実施、上沼部雨水幹線の整備は平成29年度より着手（予定）

#### 流域対策の強化

- ・平成28年度末の流域対策量は388千 $m^3$ （行動目標（平成29年度）394千 $m^3$ の98%）

#### 家づくり・まちづくり対策の促進

- ・土のうステーションの設置、地区街づくり計画に浸水対策の項目を明記

#### 避難方策の強化

- ・情報提供の充実、避難誘導態勢の整備・強化

### 現行計画に対する課題

#### 河川・下水道整備の推進

- ・谷沢川の整備率が遅れている。また、野川・仙川については今後、河床掘削が必要である。
- ・分流式下水道（雨水）の整備が遅れている。

#### 流域対策の強化

- ・施設別では道路・小規模施設の流域対策が進んでいない
- ・都、国の流域対策の確実な把握、及び小規模施設の流域対策の確実な把握が必要

#### 家づくり・まちづくり対策の促進

- ・実態に即した浸水状況の把握が困難

#### 避難方策の強化

- ・浸水時の避難の判断

### 1.3 目標

「行動計画」では「基本方針」における30年後（平成49年度）の目標を目指し、4つの柱である「河川・下水道整備」の推進、「流域対策」の強化、「家づくり・まちづくり対策」の促進、「避難方策」の強化を進めます。

このうち、流域対策については、平成33年度までに515千 $m^3$ （時間5.4ミリ降雨相当）を目指します。

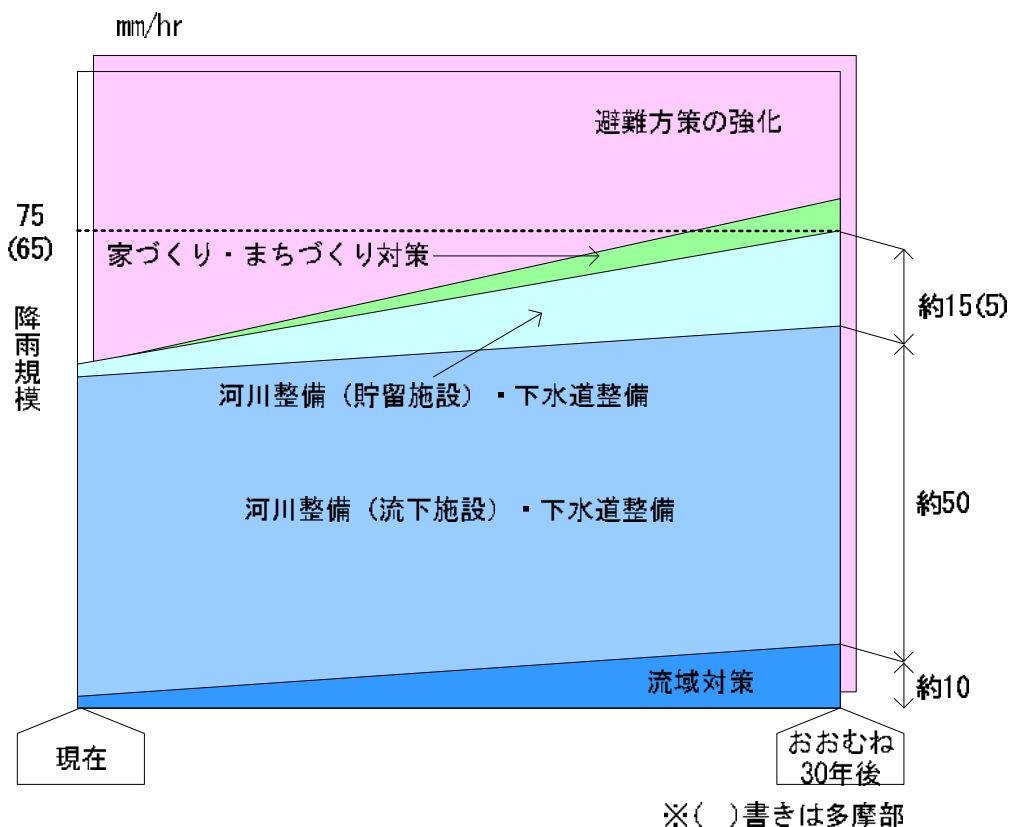
なお、「基本方針」における10年後、30年後の目標年度は、「東京都豪雨対策基本方針」が当初策定された平成19年度を基準としています。

#### 「基本方針」における30年後の目標

- ・概ね時間60ミリの降雨までは浸水被害を防止することを目指します。
- ・区部では概ね時間75ミリの降雨、多摩部では概ね時間65ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指します。
- ・目標を超える降雨に対しても、生命の安全を確保することを目指します。

「東京都豪雨対策基本方針(改正)平成26年6月」において、谷沢川・丸子川流域は、対策強化流域に選定されました。また、対策強化流域・対策強化地区においては、現在(平成26年度)からおおむね30年後(平成56年度)(2044年度)までに、区部で時間75ミリ、多摩部で時間65ミリまでは浸水被害を防止することとなりました。「東京都豪雨対策基本方針(改定)」における対策目標のイメージを図1.2に示します。

図 1.2 対策目標のイメージ



### 1.4 新たな視点

行動計画における新たな視点として、「グリーンインフラの促進」を追加します。これは、流域対策を強化するため、またみどりの基本計画との連携を図ることで豊かな住環境の創出に寄与するため、緑地等の保全及び設置促進を図ります。

#### グリーンインフラについての考え方

グリーンインフラとは、「みどりやみずなどの自然（グリーン）の持つさまざまな機能を積極的かつ有効に活用することで、雨水の貯留・浸透、流出抑制、水質浄化、利活用、地下水涵養を行う都市基盤（インフラ）や考え方」を言います。行動計画では、グリーンインフラの持つ貯留・浸透、流出抑制機能に着目し、今回追加します。

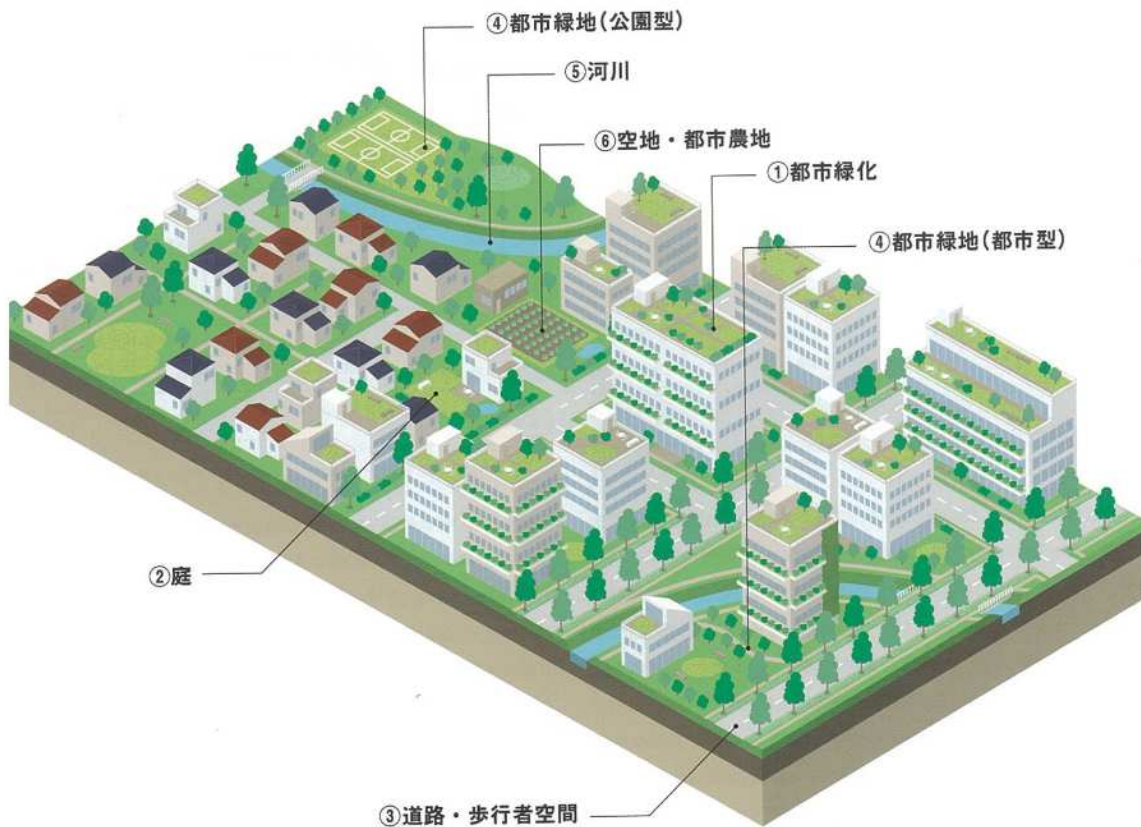
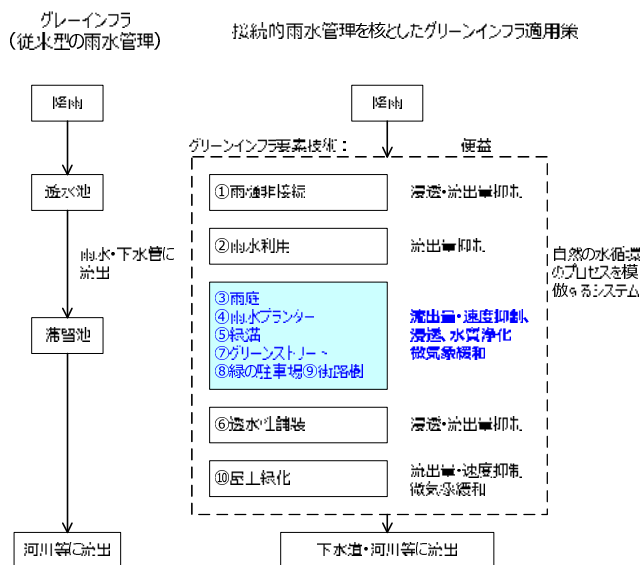


図3：都市におけるグリーンインフラの対象域 ©Takanori Fukuoka

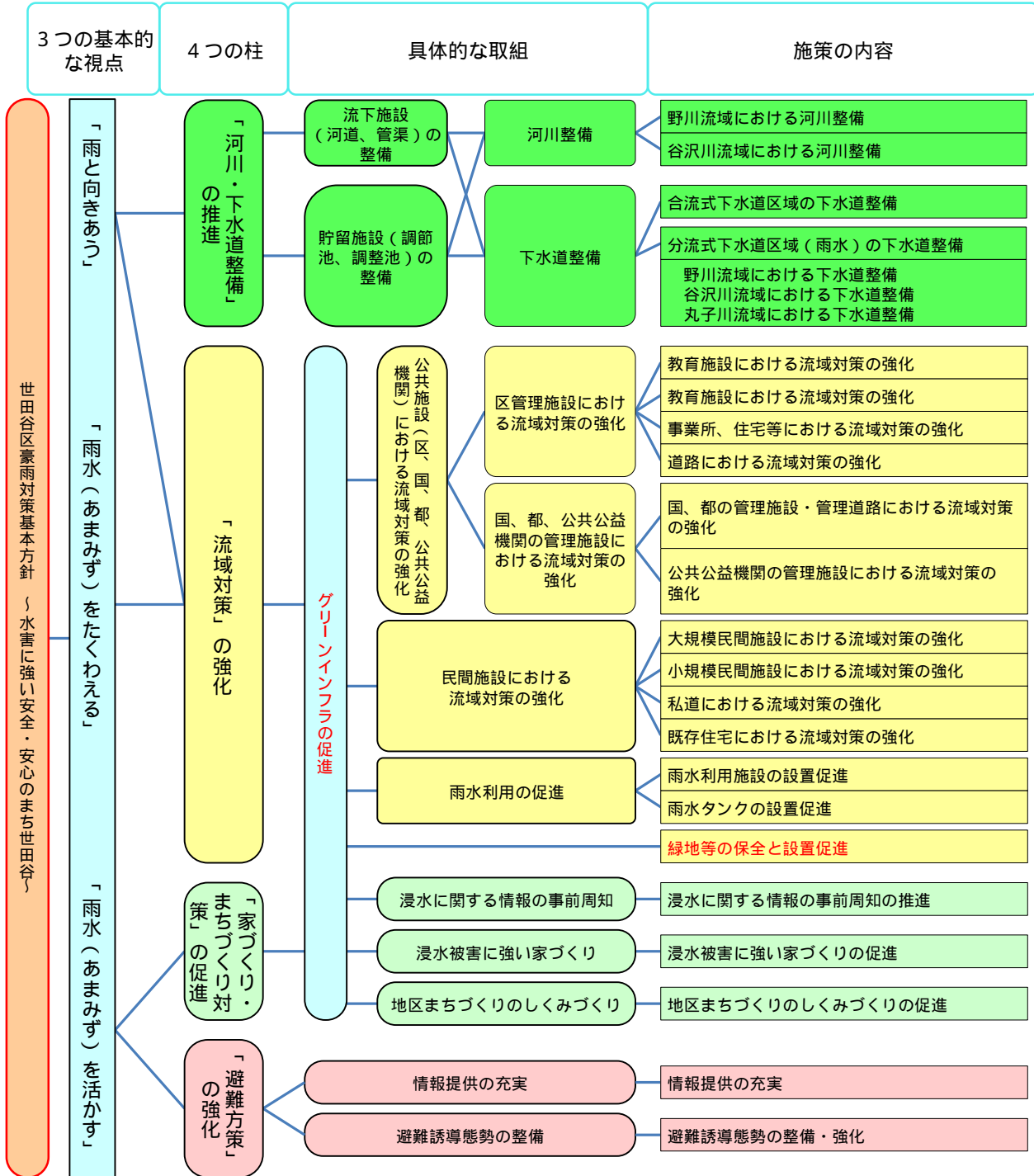
出典：「Livable City(住みやすい都市をつくる) 福岡孝則・遠藤秀平・槻橋修 著 ((株) マルモ出版)



1.5 体系

「行動計画」では、「基本方針」に掲げた、豪雨対策の取組についての4つの柱に対する具体的な取組に対して、それぞれの施策の内容を示します。

図 1.3 「行動計画」の体系図



赤字：新たに追加した項目



### 1.6 「行動計画」の期間

「行動計画」の期間は、「現行計画」の期間終了後、「基本方針」で定めた目標を着実に達成していくため、世田谷区新実施計画（後期）に基づき、平成30年度から平成33年度までとします。

表 1.1 「行動計画」の期間

	H19～H25 (2017～2019)	H26 (2020)	H27 (2021)	H28 (2022)	H29 (2023)	H30 (2024)	H31 (2025)	H32 (2026)	H33 (2027)	H34～H49 (2028～2039)
世田谷区 豪雨対策基本方針	H21年10月策定		時点修正			中期目標				
世田谷区 豪雨対策行動計画	H22年3月策定	H26年12月策定				H30年 月策定				
東京都 豪雨対策基本方針	H19年8月策定	H26年12月策定				中期目標				
神田川流域 豪雨対策計画	H21年3月策定									
目黒川流域 豪雨対策計画	H21年11月策定									
呑川流域 豪雨対策計画	H21年11月策定									
野川流域 豪雨対策計画	H21年11月策定									
水循環基本法		H26年7月策定								
雨水の利用の推進に 関する法律		H26年5月策定								

神田川流域豪雨対策計画が現在見直し中であり、行動計画策定時点の状況を反映する

## 2. 4つの柱に対する行動計画

ここでは、「基本方針」に掲げた豪雨対策の取組についての4つの柱である「河川・下水道の整備」の推進、「流域対策」の強化、「家づくり・まちづくり対策」の促進及び「避難方策」の強化について、それぞれの施策の目標を示すとともに、目標の達成に向けた「取組内容等」、「具体の行動」及び「これまでの活動実績と行動計画」を示しています。

現行計画の目標年次である平成29年度を迎えることから、これまでの活動実績を踏まえた上で、行動計画を策定しました。

### 2.1 河川・下水道の整備

#### 2.1.1 河川の整備状況

区内の一級及び二級河川の整備は、多摩川を除いて基本的に東京都の役割となっています。このうち、一級河川である野川、仙川、谷沢川<sup>1</sup>及び丸子川<sup>2</sup>は、現在、時間50ミリ相当の降雨に対応する整備が完了していませんが、平成28年3月末現在、野川、仙川の護岸の整備率は9割を超えています。谷沢川については、時間75ミリ相当の降雨へ対応するため谷沢川分水路の都市計画決定が告示され、平成29年度より着工します。

なお、二級河川である目黒川、烏山川、北沢川、蛇崩川、呑川及び九品仏川は、昭和30年代に河道の暗渠化が進められたことで、下水道幹線になっています。区内における河川の整備状況を図2.1に示します。

- 1 谷沢川の河川整備は谷沢川分水路の整備を進めることで、時間75ミリ相当の降雨に対応します。
- 2 丸子川流域は下水道整備により時間50ミリ相当の降雨への対応をする計画であるため、丸子川は現況の流下能力の確保に努めます。

図 2.1 区内における中小河川の整備状況（平成 28 年 3 月末現在）



参照：「世田谷区土木施設現況調書(平成 28 年度)」  
 資料提供：東京都建設局河川部計画課

## 2.1.2 河川整備の行動計画

## (1) 河川整備の基本的な考え方

**【目標】**

河川施設全体で時間 50 ミリ相当の降雨への対応<sup>1</sup>を目指して、河川整備を進めるとともに、河川の流下能力の確保を図るため、都、区の役割分担に基づき、適切な維持管理を実施する。

**【取組内容等】**

河川整備を進めるため、各河川の河川整備計画に基づき、都と連携・調整を図る。  
河道や河床などの河川の異常の早期発見に努め、都・区の役割分担に基づき、適切な維持管理に努める。

**【具体の行動】** 番号は【取組内容等】の番号と対応

河道改修（護岸整備、河床掘削等）を進めるため、都と連携・調整を図る。  
河道の維持管理（草木の伐採や河川内のごみの撤去等）に努める。  
護岸の維持管理（護岸における草木の伐採や護岸劣化箇所の改修等）に努める。  
定期的な河川パトロールの実施及び区民等からの通報に適切に対応する。

1 丸子川流域は下水道整備により時間 50 ミリ相当の降雨への対応をする計画であるため、丸子川は現況の流下能力の維持に努めます。

1 谷沢川流域は谷沢川分水路の整備を進めることで、時間 75 ミリ相当の降雨に対応します。

## (2) 野川流域における河川整備

## 【目標】

野川流域豪雨対策計画に基づき、「時間 50 ミリ相当の降雨への対応」を目指して、河川整備を進める。

## 【取組内容等】

河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

野川流域豪雨対策計画に基づいて都が実施する野川・仙川の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図るとともに時間 50 ミリ相当の降雨に対応する整備の完了を都に対して継続的に要請する。

「野川環境保全協議会」や「野川流域連絡会」にて、多自然川づくり等、環境に配慮した河川整備の実施を都に対して継続的に要請する。

野川における河川整備工事前後の状況(左:平成 21 年 4 月、右:平成 29 年 9 月)



撮影場所:新吉澤橋付近



(3) 谷沢川流域における河川整備

【目標】

時間 75 ミリ相当の降雨への対応を目指して、河川整備を進める。

【取組内容等】

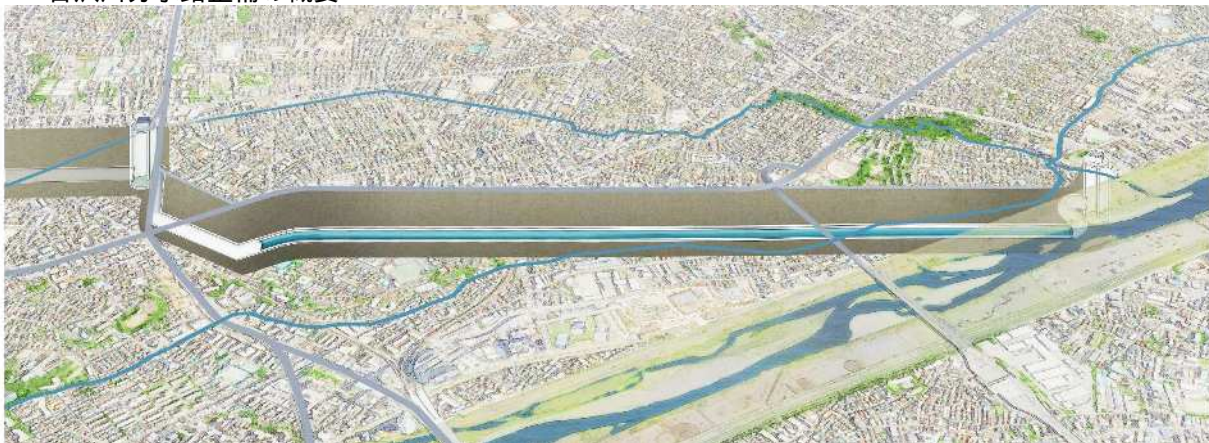
河川整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

河川整備計画に基づく河川整備に向けて、都と連携・調整を図る。

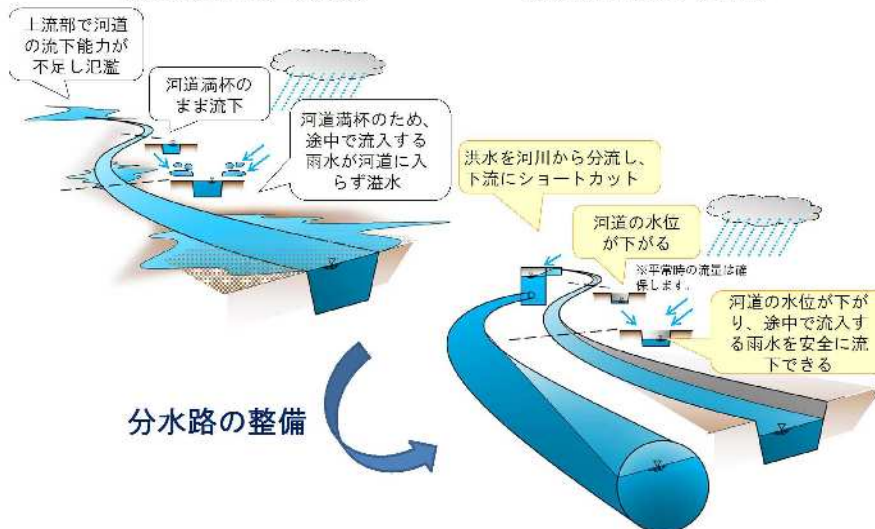
「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」や「特別区下水道事業促進連絡会」において、谷沢川、丸子川流域の総合治水対策の早期検討・実施、並びに谷沢川流域における谷沢川分水路の整備事業の早期完了に向けて、都と協力・連携する。

谷沢川分水路整備の概要



分水路施工前（現況）

分水路整備後（将来）



資料提供：東京都建設局

2.1.3 河川整備におけるこれまでの活動実績と行動計画

河川整備におけるこれまでの活動実績と行動計画をに示します。

表 2.1 河川整備におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体的な行動	これまでの活動実績				行動計画			
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)
「河川・下水道整備」の推進（河川整備）	基本的な考え方	河道改修（護岸整備、河床掘削等）を進めるため、都と連携・調整	野川・仙川改修促進期成同盟、東京都城南五区下水道・河川連絡協議会で要望活動					継続		
			東京都との連絡・調整							
		河道の維持管理（草木の伐採や河川内のごみの撤去等）を実施	通報を受けて、ごみの撤去を実施					継続		
		護岸の維持管理（護岸における草木の伐採や護岸劣化箇所の改修等）を実施	護岸の草刈を実施					継続		
		定期的な河川パトロールの実施及び区民等からの通報に適切に対応	河川の点検を実施					継続		
			河川のパトロールを実施							
		野川流域豪雨対策計画に基づいて都が実施する野川・仙川の河川整備を進めるため、都と連携・調整を図るとともに時間50ミリ相当の降雨に対応する整備の完了を都に対して継続的に要請	野川・仙川改修促進期成同盟、東京都城南五区下水道・河川連絡協議会で要望活動					継続		
		東京都と地元のパイプ役								
	「野川環境保全協議会」や「野川流域連絡会」にて多自然川づくり等、環境に配慮した河川整備の実施を都に対して継続的に要請	野川流域連絡会にて、環境対策を検討					継続			
	河川整備計画に基づく河川整備に向けて、都と連携・調整を図る	東京都城南五区下水道・河川連絡協議会において要望活動					継続			
	「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」や「特別区下水道事業促進連絡会」において、谷沢川、丸子川流域の総合治水対策の早期検討・実施、並びに谷沢川流域における谷沢川分水路の整備事業の早期完了にむけて、都と協力・連携	河川改修整備事業の早期実現を都に対して継続的に要請					継続			



### 2.1.4 下水道の整備状況

下水道の整備は、東京都が主体となって行っており、合流式下水道区域においては、概ね整備が完了しています。また、分流式下水道区域の污水管整備については、概ね整備が完了していますが、分流式下水道区域の雨水管整備については、約2割（平成27年3月現在）の整備率となっています。

区内における下水道の整備状況を図2.2に示します。

図2.2 下水道の整備状況図（平成28年7月現在）



参照：「東京都下水道告示現況図（平成28年7月1日）」

2.1.5 下水道整備の行動計画

(1) 下水道整備の基本的な考え方

【目標】

下水道施設全体で時間50ミリ相当の降雨への対応を目指して、下水道整備を進めるとともに、下水道施設の能力確保を図るため、都、区の役割分担に基づき、適切な維持管理を実施する。

【取組内容等】

下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図り、下水道（雨水管）の整備促進を図る。都と連携・協力して、下水道施設の維持管理を実施する。  
 自助、共助、公助の観点から、都と連携・協力して区民へPRを行う。

【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

「東京都総合治水対策協議会」が作成した各流域（神田川、目黒川、呑川及び野川）の豪雨対策計画に基づく下水道整備を進めるため、都と協議・調整を図る。

下水道整備の推進を図るため、定期的に都下水道局と情報共有を図る。

雨水管等の下水道施設の整備にあわせて公共雨水ますの浸透ます化を図る。

雨水管等の下水道施設の整備を推進するため、都からの受託体制の拡充を図る。

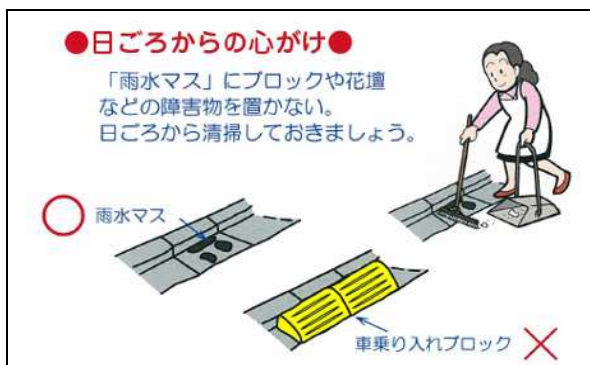
区が管理する道路側溝や雨水ますの適切な維持管理に努める。

宅内雨水ますの浸透ます化や清掃等の適切な維持管理について、都と連携・協力して区民へPRを行う。

敷地周辺の雨水ますの閉塞防止や道路側溝の清掃の協力について、都と連携・協力して区民へPRを行う。

世田谷区役所内の展示、イベントの際に、流域対策について都と連携を図り区民へPRを行う。

雨水ます部の閉塞イメージ



出典：「半地下、地下の浸水対策」パンフレット  
 （世田谷区）

豪雨時の排水による下水道からの溢水イメージ



出典：「水害のないまちづくり」パンフレット  
 （東京都総合治水対策協議会）

## (2) 合流式下水道区域の下水道整備

**【目標】**

神田川、目黒川及び呑川流域豪雨対策計画の目標である「下水道施設全体で時間 50 ミリ相当の降雨に対応すること」を目指して、下水道整備を進める。

**【取組内容等】**

神田川、目黒川及び呑川流域豪雨対策計画に基づいて、都が実施する下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

**【具体の行動】** 番号は【取組内容等】の番号と対応

浸水被害が多い箇所における道路新設時の公共下水道の部分分流化<sup>1</sup>や増補管<sup>2</sup>、バイパス管<sup>3</sup>等の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

豪雨対策下水道緊急プランに示されている蛇崩川幹線の増強施設、呑川幹線の増強施設の早期整備を都と協力・連携を図る。

- 1 部分分流化： 合流式下水道区域で、汚水と雨水が分離可能な地区に対し、管渠を新たに設置して、汚水と雨水を分離することです。
- 2 増補管： 既存の下水道管では対応しきれない雨水を処理するため、同ルートに新たに増設する管渠のことです。
- 3 バイパス管： 既存の下水道管では対応しきれない雨水を処理するため、新たに雨水管渠を敷設し、バイパスさせる管渠のことです。

(3) 分流式下水道区域（雨水）の下水道整備

1) 野川流域における下水道整備

【目標】

野川流域豪雨対策計画の目標である「時間 50 ミリ相当の降雨に対応すること」を目指して、下水道整備を進める。

【取組内容等】

野川流域豪雨対策計画に基づいて、都が実施する下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

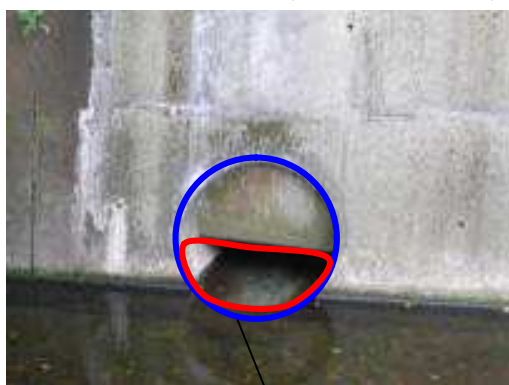
【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

雨水管等の下水道施設の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

浸水被害が多い箇所における増補管やバイパス管等の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

「野川・仙川改修促進期成同盟」、「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」及び「特別区下水道事業促進連絡会」などにおいて、分流式下水道雨水管の吐口における放流量の拡大、並びに野川流域における合流改善及び雨水管の早期整備を都に対して継続的に要請する。

仙川の放流量規制箇所(平成 20 年 11 月)



場所:成城橋付近

野川の放流量規制箇所(平成 20 年 11 月)



場所:野川緑地広場付近

改修が完了していない河川の雨水吐口は、浸水被害の恐れがあるため、放流量を規制しています。これらの雨水吐口において、流量規制断面（赤色部分）を計画断面（青色部分）にすることで、吐口からの放流量が拡大し、浸水被害を軽減することが出来ます。



## 2) 谷沢川流域における下水道整備

## 【目標】

時間 50 ミリ相当の降雨への対応を目指して、下水道整備を進める。

## 【取組内容等】

谷沢川流域における下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

谷沢川流域における下水道の整備計画及び早期整備を促進する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

谷沢川流域の総合的な治水対策について、都と連携・調整を図るとともに、時間 50 ミリ相当の降雨に対応する整備の完了を都に対して継続的に要請する。

谷沢川流域における下水道整備を都へ要請する。

## 3) 丸子川流域における下水道整備

## 【目標】

時間 50 ミリ相当の降雨への対応を目指して、下水道整備を進める。

## 【取組内容等】

丸子川流域における下水道の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

「野川流域豪雨対策計画」に基づく谷川雨水幹線の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

下水道の未整備箇所における下水道整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

浸水被害が多い箇所における増補管やバイパス管等の整備を進めるため、都と連携・調整を図る。

「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」や「特別区下水道事業促進連絡会」などにおいて、谷川雨水幹線の早期完成及び完成後の面的な雨水管整備の推進を都に対して継続的に要請する。

東京都下水道事業経営計画 2016 に示されている上沼部雨水幹線の早期完成を都と協力・連携を図る。

## 2.1.6 下水道整備におけるこれまでの活動実績と行動計画

下水道整備におけるこれまでの活動実績と行動計画を表 2.2 に示します。

表 2.2(1) 下水道整備におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体的な行動	これまでの活動実績				行動計画			
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)
「河川・下水道整備」の推進（下水道整備）	基本的な考え方	東京都総合治水対策協議会が作成した各流域（神田川、目黒川、呑川及び野川）の豪雨対策計画に基づく下水道整備を進めるため、都と協議・調整	「目黒川環境整備促進流域三区連絡会」、「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」等を通じて要望活動を実施					継続		
		下水道整備の推進を図るため、定期的に都下水道局と情報共有を図る	毎年、東京都下水道局（第二基幹施設再構築事務所、南都下水道事務所）と下水道関連連絡調整協議会を開催し、情報提供・意見交換を実施					継続		
		雨水管等の下水道施設の整備にあわせて公共雨水ますの浸透ます化を図る	公共雨水ますの浸透ます化を実施					継続		
		雨水管等の下水道施設の整備を推進するため、都からの受託体制の拡充を図る	下水道整備係を新設し、雨水管枝線工事等の受託工事を実施					継続		
		区が管理する道路側溝や雨水ますの適切な維持管理を実施	維持管理を随時実施					継続		
		宅内雨水ますの浸透ます化や清掃等の適切な維持管理について、都と連携・協力して区民へPR	パンフレット・チラシによるPRを実施					継続		
		敷地周辺の雨水ますの閉塞防止や道路側溝の清掃の協力について、都と連携・協力して区民へPR	パンフレット・チラシによるPRを実施					継続		
		世田谷区役所内の展示、イベントの際に、流域対策について都と連携を図り区民へPR	パンフレット・チラシによるPRを実施					継続		
	合流式下水道区域の下水道整備	浸水被害が多い箇所における道路新設時の公共下水道の部分分流化や増補管、バイパス管等の整備を進めるため、都と連携・調整	浸水被害が多い箇所の浸水被害軽減のための対策を実施					継続		
		豪雨対策下水道緊急プランに示されている蛇崩川幹線の増強施設、呑川幹線の増強施設の早期整備を都と協力・連携を図る				蛇崩川幹線の増強整備		継続		呑川幹線の増強整備を着工予定

表 2.2(2) 下水道整備におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画			
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)
「河川・下水道整備」の推進（下水道整備）	野川流域	雨水管等の下水道施設の整備を進めるため、都と連携・調整	要望活動、工事毎の調整					継続		
		浸水被害が多い箇所における増補管やバイパス管等の整備を進めるため、都と連携・調整	下水道分流地域における雨水管整備にあわせて検討					継続		
		「野川・仙川改修促進期成同盟」などにおいて、分流式下水道雨水管の吐口における放流量の拡大、並びに野川流域における合流改善及び雨水管の早期整備を都に対して継続的に要請	都河川部、都下水道局へ要請					継続		
	谷沢川流域	谷沢川流域の総合的な治水対策について、都と連携・調整を図るとともに、時間50ミリ相当の降雨に対応する整備の完了を都に対して継続的に要請	都河川部、都下水道局へ要請					継続		
		谷沢川流域における下水道整備を都へ要請						新規		
	丸子川流域	野川流域豪雨対策計画に基づく谷川雨水幹線の整備を進めるため、都と連携・調整	下水道局と協議及び早期整備の要望					継続		
		下水道の未整備箇所における下水道整備を進めるため、都と連携・調整	下水道局と連携・調整・受託の拡大					継続		
		浸水被害が多い箇所における増補管やバイパス管等の整備を進めるため、都と連携・調整	下水道分流地域における雨水管整備にあわせて検討					継続		
		「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」や「特別区下水道事業促進連絡会」などにおいて、谷川雨水幹線の早期完成及び完成後の面的な雨水管整備の推進を都に対して継続的に要請	「東京都城南五区下水道・河川連絡協議会」、「特別区下水道事業促進連絡会」等を通じて要望活動を実施					継続		
		東京都下水道事業経営計画2016に示されている上沼部雨水幹線の早期完成を都と協力・連携						新規		



## 2.2 流域対策

### 2.2.1 流域対策の現状と目標対策量の考え方

世田谷区では昭和50年代より、雨水貯留浸透施設の設置に取り組んでおり、平成29年3月末現在で、388千 $m^3$ の流域対策を行っています。流域対策の整備率としては、平成29年度における流域対策量（現行計画にて「行動目標」という。）である394千 $m^3$ に対して約98%となっており、行動目標を達成する見込みです。

今回の行動計画では、平成49年度（2037年度）までに世田谷区内全域において、時間10ミリ降雨相当（世田谷区全域で約955千 $m^3$ ）の流出抑制を実現する目標を見据え、平成33年度（2021年度）の流域対策量約515千 $m^3$ を行動目標とします。（図2.4参照）

行動目標を達成するためには、これまで以上に流域対策を進めていくことが必要であることから、グリーンインフラ等の新たな視点を導入し、流域対策の強化を図ります。

また、平成26年6月に改定された「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に掲げられている目標として、オリンピック・パラリンピック開催時に豪雨からの生命・安全を確保し、浸水被害の軽減を図ることを目指し、対策強化流域（9流域）において、平成36年度（2024年度）までに時間6ミリ降雨相当（約571千 $m^3$ ）分の流域抑制を実施することとしています。これについても、今回の行動計画の実施により、平成36年度の目標を達成します。

図 2.3 年度別設置実績（平成 29 年 3 月末現在）

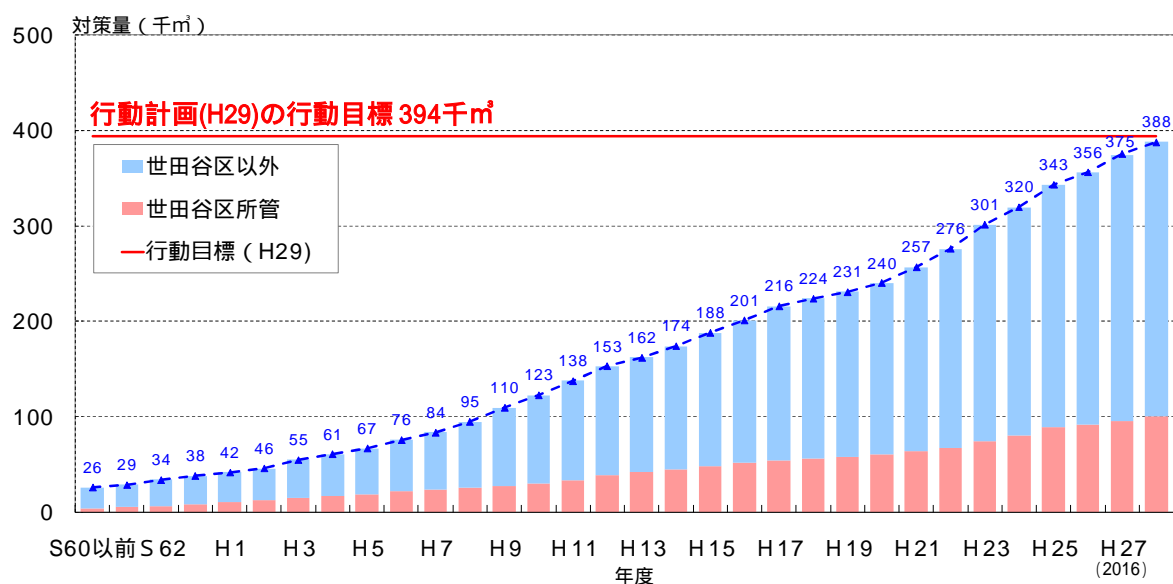
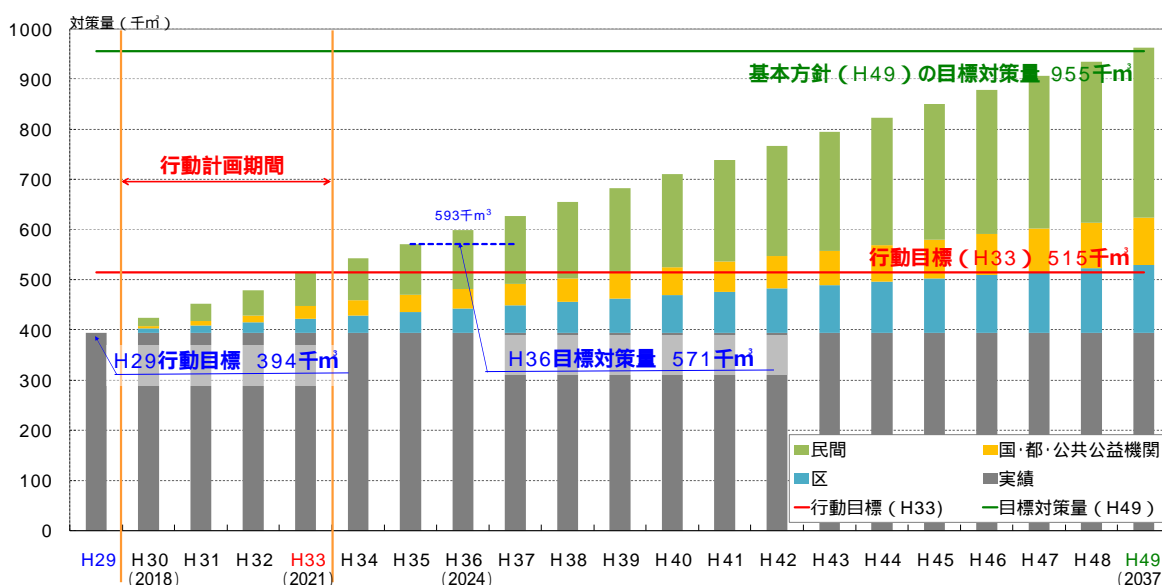


表 2.3 行動計画期間における施設別の流域対策量

管理区分	対策施設	平成28年度までの流域対策量の実績値 (m <sup>3</sup> )	流域対策量 (m <sup>3</sup> )				
			H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	
1.世田谷区	1)教育施設	27,430	3,239	1,091	659	1,564	6,553
	2)公園	19,259	1,450	1,450	1,450	1,450	5,800
	3)事務所・住宅等	6,088	1,530	411	1,452	1,131	4,524
	4)道路	47,883	2,800	2,800	2,800	2,800	11,200
	計	100,660	9,019	5,752	6,361	6,945	28,077
2.国・東京都、公共公益施設	1)国	2,882	450	450	450	450	1,800
	2)東京都	69,312	3,580	3,580	3,580	3,580	14,320
	3)公共公益施設	5,739	302	325	272	7,933	8,832
	計	77,933	4,332	4,355	4,302	11,963	24,952
3.民間施設	1)大規模民家施設 (500m <sup>2</sup> 以上)	178,800	10,080	10,080	10,080	10,080	40,320
	2)小規模民間施設 (500m <sup>2</sup> 未満) 新築・改築住宅 (建築確認申請を伴うもの)	28,877	6,795	6,795	6,795	6,795	27,180
	3)私道	1,785	20	20	20	20	80
	計	209,462	16,895	16,895	16,895	16,895	67,580
小計		388,053	30,246	27,002	27,558	35,803	120,609
累計			424,246	451,248	478,806	514,609	514,609

図 2.4 新たな対策を実施した場合の所管別流域対策量の見込み



「東京都豪雨対策基本方針（改定）」では、対策強化流域において、平成36年度までに時間6ミリ降雨相当（約571千m<sup>3</sup>）分の流域抑制を実施することとしています。

## 2.2.2 流域対策の行動計画

## (1) 流域対策の基本的な考え方

## 【目標】

世田谷区内全域において、約 51 万 $\text{m}^3$ の流出抑制を目指す。(これまでの実績等を勘案した行動計画の見直しにより、約 51 万 $\text{m}^3$ を行動目標とする。)

## 【取組内容等】

雨水貯留浸透施設の設置において、新技術の導入を図る。  
 国、都、公共公益機関等における雨水貯留浸透施設の設置を推進する。  
 流域対策を進めていくためには、多大な時間と費用を要することから、国や都に対して、流域対策における補助事業の拡充について要請する。  
 雨水貯留浸透施設の計画的な設置を推進する。  
 雨水貯留浸透施設の能力を確保するために、適切な維持管理に努める。  
 雨水貯留浸透施設の設置促進を図るため、区民や事業者等に P R を実施する。  
 関連自治体における流域対策の促進を図るため、区の「基本方針」や「行動計画」について情報共有を図る。  
 流域対策について、区職員の意識や技術力の向上を図る。  
 流域対策を強化するため、単位対策量の引き上げやグリーンインフラの持つ浸透機能・流出量抑制機能に着目し、緑地等の保全及び設置の推進・促進を図る。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

雨水貯留浸透施設の新工法・新材料の調査・研究の実施並びに利用を促進・推進する。  
 流域対策を促進するため、地下貯留浸透施設等の新工法・新技術を積極的に採用する。  
 国、都、公共公益機関等に対して「基本方針」や「行動計画」を十分説明し、雨水貯留浸透施設の設置を促進する。  
 都へ雨水貯留浸透施設設置に関する補助の拡充等を要請する。  
 雨水貯留浸透施設の設置実績等を地図上に示すなどの見える化を図り、効率的な対策を進めるために情報を管理・公表する。  
 区が管理する雨水貯留浸透施設について、点検・清掃等の適切な維持管理を実施する。  
 民間で設置した雨水貯留浸透施設等の継続的な維持管理を促進する。  
 国、都、公共公益機関及び民間の管理者へ雨水貯留浸透施設の点検・清掃等の適切な維持管理を要請する。  
 雨水貯留浸透施設の設置促進を図るためのチラシ・パンフレット等を作成する。  
 区のホームページや浸水被害が多い箇所への個別訪問などにより、流域対策の P R を実施する。  
 区民へ流域対策による浸水被害の低減効果の P R を検討する。  
 河川流域の関連市町村で構成する協議会等で区の「基本方針」や「行動計画」について情報共有を図る。  
 区職員を対象とした流域対策についての研修を実施する。  
 「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」を見直し、区管理施設の教育施設、公園・広場等及び道路施設において、単位対策量を引き上げて流域対策を実施する。  
 グリーンインフラの考え方を区民へ周知し、公共、民間を問わず、緑地等の保全及び設置を促進する。

各施設における単位対策量

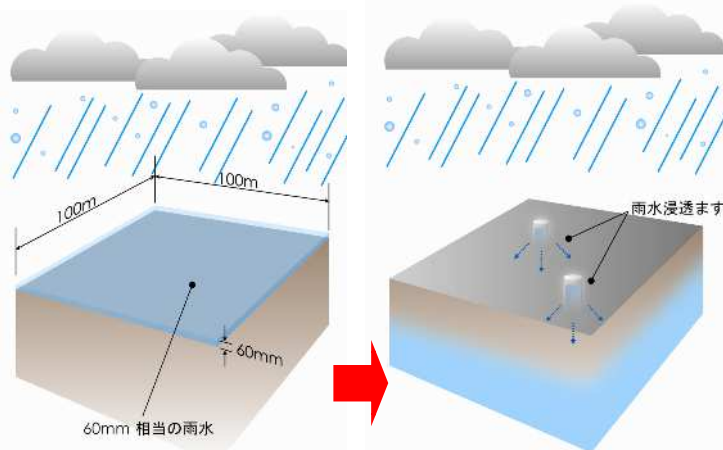
対象施設	現行計画	今回計画
公共施設（公園、道路、並びに鉄道事業者及び高速道路事業者が管理する施設を除く）	600m <sup>3</sup> /ha	600m <sup>3</sup> /ha
教育施設		1,000m <sup>3</sup> /ha
公園（敷地面積3,000m <sup>2</sup> 以上）	1,000m <sup>3</sup> /ha	1,000m <sup>3</sup> /ha
公園（敷地面積1,000m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満）	600m <sup>3</sup> /ha	700m <sup>3</sup> /ha
公園（敷地面積1,000m <sup>2</sup> 未満）	600m <sup>3</sup> /ha	600m <sup>3</sup> /ha
道路	400m <sup>3</sup> /ha	500m <sup>3</sup> /ha
鉄道事業者又は高速道路事業者が管理する鉄道又は高速道路施設	300m <sup>3</sup> /ha	300m <sup>3</sup> /ha
大規模民間施設	600m <sup>3</sup> /ha	600m <sup>3</sup> /ha
小規模民間施設	300m <sup>3</sup> /ha	300m <sup>3</sup> /ha
私道	300m <sup>3</sup> /ha	300m <sup>3</sup> /ha

赤字：今回行動計画において変更した箇所

600m<sup>3</sup>/haの流域対策とは？

600m<sup>3</sup>/haの「ha」は「ヘクタール」と読み、面積の単位です。1haは面積で10,000m<sup>2</sup>となり、例えば100m四方の敷地面積は1haとなります。

600m<sup>3</sup>/haの雨水貯留浸透施設とは、10,000m<sup>2</sup>の敷地に雨が降った場合、その雨水の高さが60mmになるときの雨水分を浸透又は貯留するという事です。



雨水浸透ます設置により、600m<sup>3</sup>分を浸透

雨水流出抑制施設の設置にあたっての対策量の算定方法は、「世田谷区雨水流出抑制施設技術指針」に記載しています。

(2) グリーンインフラ<sup>1</sup>の促進

## 1) 緑地等の保全及び設置促進

## 【目標】

公共、民間を問わず、緑地等<sup>2</sup>の保全及び設置の推進・促進を目指す。

## 【取組内容等】

流域対策におけるグリーンインフラの考え方を幅広く区民へ周知する。

公共・民間施設の新設や改修時等において、グリーンインフラの考え方を取り入れ、緑地等の保全及び設置や雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

みどりの関連部署と連携を図り、緑地等の保全及び設置を促進する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

流域対策におけるグリーンインフラの考え方についてパンフレット等で周知・PRする。

公園の改修・拡張に際し、みどりの関連部署との連携を図ることで、公園及び周辺道路が一体となるグリーンインフラの整備を進め、区民への見える化を図り周知する。

公園の新設や改築時において、緑地等の保全及び設置を推進する。

区が施工する道路新設工事、道路改良工事及び道路維持工事にあわせ、グリーンストリート（歩車道からの雨水排水を植栽帯で浸透する施設）などの設置を推進する。

区管理施設及び国、都の管理施設の新設や改築時において、緑地等の保全及び設置を推進する。

公共施設及び民間施設においては、雨庭、雨水プランター、レインガーデン等の設置を推進する。

小規模民間施設や既存住宅においては、雨樋から植栽への浸透・貯留させる雨庭の創出などの推進を図る。

緑地等の貯留浸透能力の定量化を検討する。

民間施設の新築や改築時において、緑地等の保全及び設置についてパンフレット等で周知・PRする。

1 グリーンインフラ:「みどりやみずなどの自然(グリーン)の持つさまざまな機能を積極的かつ有効に活用することで、雨水の貯留・浸透、流出抑制、汚染物質の除去、利活用、地下水涵養を行う都市基盤(インフラ)や考え方」を言います。

2 緑地等:緑地等とは、畑地、林地、芝地、植栽、草地、裸地、グラウンド、造成地等があります。

レインガーデン(上用賀公園)



写真を追加予定



## (3) 区管理施設における流域対策の強化

## 1) 教育施設（小学校・中学校）における流域対策の強化

## 【目標】

平成 33 年度までに約 6,600 m<sup>3</sup>の流域対策の実施を目指す。

## 【取組内容等】

教育施設の新築、改築及び雨水排水系統の大規模改修時<sup>1</sup>には、単位対策量 1,000 m<sup>3</sup>/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

教育施設の新築・改築時には、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき雨水貯留浸透施設を設置する。

雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討する。

教育施設の新築、改築時には、緑地等の保全及び設置を検討する。

1 雨水排水系統の大規模改修:豪雨対策に有効な雨水排水系統施設の大規模な改修を行う場合をいい、屋根の雨どいの改修等の軽微な改修は含まない。

## 2) 公園・広場等における流域対策の強化

## 【目標】

平成 33 年度までに約 5,800 m<sup>3</sup>の流域対策の実施を目指す。

## 【取組内容等】

敷地面積 3,000 m<sup>2</sup>以上の公園の新設、改修及び排水系統の改修時には、単位対策量 1,000 m<sup>3</sup>/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>以上 3,000 m<sup>2</sup>未満の公園・広場等の新設、改修及び排水系統の改修時には、単位対策量 700 m<sup>3</sup>/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

敷地面積 1,000 m<sup>2</sup>未満の公園・広場等の新設、改修及び排水系統の改修時には、単位対策量 600 m<sup>3</sup>/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

公園・広場等の新設、改修時には、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき雨水貯留浸透施設を設置する。

公園・広場等について、遊水地としての活用も検討する。

雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討する。

既存の公園については、部分的な補修においても極力流域対策を実施する。

3) 事業所、住宅等<sup>1</sup>における流域対策の強化

## 【目標】

平成 33 年度までに約 4,500 m<sup>3</sup>の流域対策の実施を目指す。

## 【取組内容等】

事業所、住宅等の新築、改築時には、単位対策量 6 0 0 m<sup>3</sup>/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

事業所・住宅等の新築、改築時には、緑地等の保全及び設置を検討する。

区民や事業者等への P R をかねて、雨水タンクを設置する。

1 事業所、住宅等：区が管理する庁舎、総合支所、保育園、地区会館、土木事務所、区営住宅等

## 4) 道路における流域対策の強化

## 【目標】

平成 33 年度までに約 11,200 m<sup>3</sup>の流域対策の実施を目指す。

## 【取組内容等】

道路の新設、改修時には、単位対策量 5 0 0 m<sup>3</sup>/ha 以上の雨水貯留浸透施設を設置する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

区が施工する道路新設工事、道路改良工事及び道路維持工事にあわせて、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき、雨水貯留浸透施設を設置する。

企業者工事（上下水道、ガス、電気等）にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置する。

下水道管の改築・更新、下水道雨水管の整備及び暫定分流解消工事等にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置する。



## (4) 国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化

## 1) 国、都の管理施設における流域対策の強化

**【目標】**

平成 33 年度までに約 16,100 m<sup>3</sup>の流域対策の実施を目指す。

**【取組内容等】**

国、都の管理施設の新築、増改築及び排水系統の改修時には、単位対策量 6 0 0 m<sup>3</sup>/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

国、都の管理道路の新設、改修時には、単位対策量 5 0 0 m<sup>3</sup>/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

**【具体の行動】** 番号は【取組内容等】の番号と対応

国、都が管理する施設の新築、改築時には、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

国、都が管理する教育施設の新築、改築時には、緑地等の保全及び設置を要請する。

雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請する。

都が管理する公園・広場等の新設・改築時には流域対策の実施を要請する。

国、都が実施する流域対策の実績を確実に把握する。

2) 公共公益機関<sup>1</sup>の管理施設における流域対策の強化

## 【目標】

平成33年度までに約8,800 m<sup>3</sup>の流域対策の実施を目指す。

## 【取組内容等】

公共公益機関の管理施設の新築、増改築時には、単位対策量600 m<sup>3</sup>/ha以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

鉄道事業者及び高速道路事業者<sup>2</sup>の管理施設において、単位対策量300 m<sup>3</sup>/ha以上の雨水貯留浸透施設の設置を要請する。

鉄道事業者及び高速道路事業者に「行動計画」の内容を周知し、協力を要請する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

公共公益施設の新築、改築時には、緑地等の保全及び設置を要請する。

雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請する。

鉄道事業者及び高速道路事業者の管理施設において、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき、流域対策の実施を要請する。

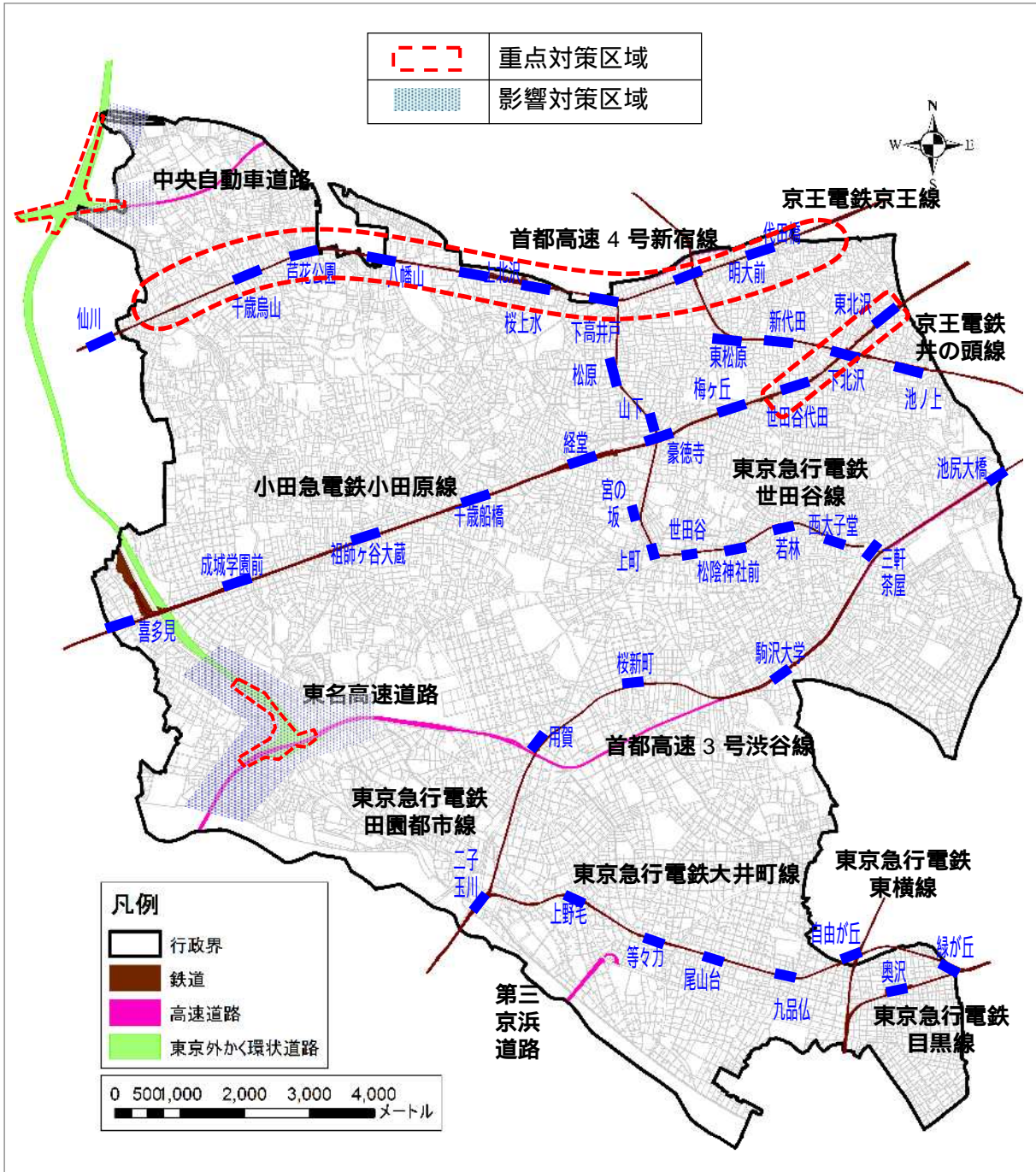
事業者へのパンフレットの配布や訪問説明などによるPRを実施する。

鉄道や高速道路事業者への流域対策の実績調査を実施する。

1 公共公益機関:東京都住宅供給公社、都市再生機構、NTT 東日本電信電話(株)、東京電力(株)、東京ガス(株)、日本放送協会(NHK)等

2 京王電鉄京王線、小田急電鉄小田急線(下北沢工区)、東京外かく環状道路(中央ジャンクション(仮称)、東名ジャンクション(仮称))の区域等

図 2.5 鉄道・高速道路の位置図



## (5) 民間施設における流域対策の強化

1) 大規模民間施設<sup>1</sup>における流域対策の強化

【目標】 平成 33 年度までに約 40,300 m<sup>3</sup>の流域対策の実施を目指す。

## 【取組内容等】

大規模民間施設における建築物の新築時、建替え時及び開発行為等において、単位対策量 6 0 0 m<sup>3</sup>/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。

「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。

「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。

大規模民間施設の新築、建替え及び開発行為の際には、緑地等の保全及び設置を検討する。

1 敷地又は区域面積が 500m<sup>2</sup> 以上の民間施設

2) 小規模民間施設<sup>1</sup>における流域対策の強化

【目標】 平成 33 年度までに約 27,200 m<sup>3</sup>の流域対策の実施を目指す。

## 【取組内容等】

小規模民間施設における建築物の新築時、建替え時等において、単位対策量 3 0 0 m<sup>3</sup>/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。

「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。

雨水タンクの設置を促進するために、「世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱」による助成制度の活用を P R する。

緑地等の保全及び設置を促進するために、各種助成制度の活用を P R する。

建築確認申請時や当区土木所管等との協議時における P R を実施する。

雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に示す提出書類の簡略化を図る。

雨水浸透施設の設置における助成内容の拡充について検討を行う。

雨水貯留浸透施設の設置の促進及び確実な把握のため、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する計画書の提出対象の敷地面積を 250m<sup>2</sup> 以上から 150m<sup>2</sup> 以上への引き下げ等の指導要綱の見直しを検討する。

雨水貯留浸透施設の設置の促進及び確実な把握のため、条例化に向けた検討をすすめる。

1 敷地又は区域面積が 500m<sup>2</sup> 未満の民間施設

3) 私道<sup>1</sup>における流域対策の強化

## 【目標】

平成 33 年度までに 80 m<sup>3</sup>の流域対策の実施を目指す。

## 【取組内容等】

私道の新設や改修時等において、単位対策量 300 m<sup>3</sup>/ha 以上の雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導する。

「私道整備助成」や「私道排水設備の助成」による私道の整備時において、雨水浸透施設の設置や透水性舗装による整備を促進する。

1 開発行為の場合は大規模民間施設の基準による。

## 4) 既存住宅における流域対策の強化

## 【目標】

既存住宅において、雨水浸透施設や雨水タンクの設置を促進する。

## 【取組内容等】

既存住宅における雨水浸透施設の設置助成を活用することにより、既存住宅における雨水貯留浸透施設の設置を促進する。

下水道整備にあわせた既存住宅への雨水浸透施設の設置を促進する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

雨水浸透施設の設置における助成内容の拡充について検討を行う。

「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づく雨水浸透施設の設置助成内容についてPRを行う。

都が実施する下水道管渠の整備、改築・更新にあわせて、雨水浸透施設の設置を促進する。



## (6) 雨水利用の促進

1) 雨水利用施設<sup>1</sup>の設置推進

## 【目標】

公共、民間を問わず、雨水利用施設の設置推進・促進を目指す。

## 【取組内容等】

公共施設における雨水利用施設の設置を推進する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

小学校・中学校の新築や改築時において、雨水利用施設の設置を推進する。

区庁舎の改築にあわせた雨水利用施設の設置を推進する。

公共施設を新築する際には、雨水利用施設の設置を推進する。

- 1 雨水利用施設:雨水利用施設とは、建物の屋根などに降った雨を貯留槽等に貯めて、トイレの洗浄水や植栽への散水などに利用する施設であり、雨水タンクや貯留槽等があります。

## 2) 雨水タンクの設置促進

## 【目標】

新築・既存を問わず雨水タンクの一層の設置を促進する。

## 【取組内容等】

雨水タンクの助成内容や設置効果のPRにより、雨水タンクの設置を促進する。

## 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

公共施設に設置した雨水タンクを活用して、区民や事業者等へPRを行う。

雨水タンクの設置効果や助成内容について、区のホームページやパンフレット等を活用して、区民、住宅メーカー、不動産業者等へのPRを行う。

雨水タンクの助成内容を見直し(要件の緩和等の検討)設置を促進する。

区が管理する施設に更に雨水タンクを設置する。

## 2.2.3 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画を表2.4に示します。

表 2.4(1) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画			
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)
「流域対策」の強化	流域対策の基本的な考え方	雨水貯留浸透施設の新工法・新材料の調査・研究の実施並びに利用を促進・推進	新工法・新材料の施工実績や技術指導などにより実施					継続		
		流域対策を促進するため、地下貯留浸透施設等の新工法・新技術を積極的に採用	地下貯留浸透施設等の整備					継続		
		国、都、公共公益機関等に対して「基本方針」や「行動計画」を十分説明し、雨水貯留浸透施設の設置を促進	各関係機関に指導要綱の送付や説明					継続		
		都へ雨水貯留浸透施設設置に関する補助の拡充等を要請	「目黒川環境整備促進流域三区連絡会」、「東京都城南五区下水道・河川連絡会」等を通じて要望活動を実施					継続		
		雨水貯留浸透施設の設置実績等を地図上に示すなどの見える化を図り、効率的な対策を進めるために情報を管理・公表	各年度ごとに設置実績を管理					継続		
		区が管理する雨水貯留浸透施設について、点検・清掃等の適切な維持管理を実施	土木管理事務所で維持管理を実施					継続		
		民間で設置した雨水貯留浸透施設等の継続的な維持管理を促進	民間へ継続的な維持管理を要請					継続		
		国、都、公共公益機関及び民間の管理者へ雨水貯留浸透施設の点検・清掃等の適切な維持管理を要請	国、都、公共公益機関及び民間へ対し維持管理を要請					継続		
		雨水貯留浸透施設の設置促進を図るためのチラシ・パンフレット等の作成・周知・PR	豪雨対策・指導要綱パンフレット、町会回覧用チラシを作成し周知・PRを実施					継続		
		区のホームページや浸水被害が多い箇所への個別訪問などにより、流域対策のPRを実施	豪雨対策・指導要綱パンフレット、町会回覧用チラシを作成し周知・PRを実施					継続		
		区民へ流域対策による浸水被害の低減効果のPRを検討						新規		
		河川流域の関連市町村で構成する各協議会等で区の「基本方針」や「行動計画」について情報共有を図る	各自治体に行動計画を報告					継続		



表 2.4(2) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画				
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	
「流域対策」の強化	基本的な考え方の	区職員を対象とした流域対策についての研修の実施	総合街づくり研修において新人職員向けに実施					継続		→	
		世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱を見直し、区管理施設の教育施設、公園・広場等及び道路施設においては単位対策量を引き上げて流域対策を実施						新規		→	
		グリーンインフラの考え方を区民へ周知し、公共、民間を問わず、緑地等の保全及び設置を促進						新規		→	
	グリーンインフラの促進	緑地等の保全及び設置の促進	流域対策におけるグリーンインフラの考え方を区民へパンフレット等で周知・PR						新規		→
			公園の改修・拡張に際し、みどりの関連部署との連携を図ることで、公園及び周辺道路が一体となるグリーンインフラの整備を進め、区民への見える化を図り周知						新規		→
			公園の新設や改築時において、緑地等の保全及び設置を推進						新規		→
			区が施工する道路新設工事、道路改良工事及び道路維持工事にあわせ、グリーンストリート（歩車道からの雨水排水を植栽帯で浸透する施設）などの設置を推進						新規		→
			区管理施設及び国、都の管理施設の新設や改築時において、緑地等の設置を推進						新規		→
			公共施設及び民間施設においては、雨庭、雨水プランター、レインガーデン等の設置を推進						新規		→
			小規模民間施設の既存住宅においては、雨樋から植栽への浸透・貯留させる雨庭の創出などの推進を図る						新規		→
		緑地等の貯留浸透能力の定量化を検討					新規		→		
		民間施設の新築や改築時において、緑地等の設置についてパンフレット等で周知・PR					新規		→		

表 2.4(3) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画						
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)			
「流域対策」の強化	区管理施設における流域対策の強化	流域対策の実施	対策量 (m)										
			実績	0	9	2,133							
			計画				600	3,239	1,091	659	1,564		
			累計					3,239	4,330	4,989	6,553		
		教育施設の新築・改築時には、世田谷区雨水流出抑制の設置に関する指導要綱に基づき、雨水貯留浸透施設を設置	幼稚園1校、小学校3校、中学校1校で雨水貯留浸透施設を設置							継続			
		雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討	雨水の取り込みについて検討を実施							継続			
		教育施設の新築、改築時には、緑地等の保全及び設置を検討	緑地等の保全及び設置について検討							継続			
		流域対策の実施	対策量 (m)										
		実績	950	2,607	1,251								
	計画				660	1,450	1,450	1,450	1,450				
	累計					1,450	2,900	4,350	5,800				
	公園・広場等の新設、改修時には、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき雨水貯留浸透施設を設置	二子玉川公園・塚戸公園・若林もみじ公園等	希望丘公園・上用賀公園・下馬中央公園等	希望丘公園・瀬田農業公園・上北沢公園等					継続				
	公園・広場等について、遊水地としての活用も検討	適地なし							継続				
	雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討	玉川中町公園で検討							継続				
	既存の公園については、部分的な補修においても極力流域対策を実施	雨水流出抑制施設の設置を要請							継続				

表 2.4(4) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画				
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	
「流域対策」の強化	区管理施設における流域対策の強化	流域対策の実施	対策量 (m)								
			実績	68	222	240					
			計画				600	1,530	411	1,452	1,131
		累計					1,530	1,941	3,393	4,524	
		事業所・住宅等の新築、改築時には、緑地等の保全及び設置を検討	緑地等の保全及び設置について検討					継続			→
		区民や事業者等へのPRをかねて、雨水タンクを設置	1基設置	1基設置	1基設置			継続			→
	道路	流域対策の実施	対策量 (m)								
			実績	1,158	953	1,735					
			計画				1,200	2,800	2,800	2,800	2,800
		累計					2,800	5,600	8,400	11,200	
		区が施工する道路新設工事、道路改良工事及び道路維持工事にあわせて、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき、雨水貯留浸透施設を設置	流域対策の実施					継続			→
		企業者工事（上下水道、ガス、電気等）あわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置	区の指導により実施					継続			→
下水道管の改築・更新、下水道雨水管の整備及び暫定分流解消工事等にあわせて、可能な限り雨水貯留浸透施設を設置	流域対策の実施					継続			→		

表 2.4(5) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画				
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	
「流域対策」の強化	国、都、公共公益機関の管理施設における流域対策の強化	流域対策の実施を要請	対策量 (m)								
			実績	2,378	1,371	317					
			計画				320	4,030	4,030	4,030	4,030
			累計					4,030	8,060	12,090	16,120
		国、都が管理する施設の新築、改築時には、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき雨水貯留浸透施設の設置を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置を P R					継続			
		国、都が管理する教育施設の新築、改築時には、緑地等の保全及び設置を要請	建築確認時に雨水貯留浸透施設等の設置を P R					継続			
		雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請	雨水の取り込みについて検討を要請					継続			
	都が管理する公園・広場等の新設・改築時には流域対策の実施を要請	流域対策の実施を要請					継続				
	国、都が実施する流域対策の実績を確実に把握						新規				
	公共公益機関の管理施設	流域対策の実施を要請	対策量 (m)								
			実績	0	0	10					
			計画				10	302	325	272	7,933
			累計					302	627	899	8,832
		公共公益施設の新築、改築時には、緑地等の保全及び設置を要請	緑地等の保全及び設置を要請					継続			
		雨水貯留浸透施設の検討に際して、浸水被害の多い地域では、敷地周辺からの雨水の取り込みについても検討を要請	雨水の取り込みについて検討を要請					継続			
		鉄道事業者及び高速道路事業者の管理施設において、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に基づき、流域対策の実施を要請	指導要綱の配布・説明					継続			
事業者へのパンフレットの配布や訪問説明などによる P R を実施	指導要綱の配布・説明					継続					
鉄道や高速道路事業者への流域対策の実績調査を実施	実績なし					継続					

表 2.4(6) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体的行動	これまでの活動実績				行動計画							
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)				
「流域対策」の強化	大規模民間施設	流域対策の実施を推進	対策量 (m)											
			実績	6,832	13,271	7,080								
			計画				7,080	10,080	10,080	10,080	10,080			
		累計					10,080	20,160	30,240	40,320				
		「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設の設置を指導	区で指導を実施						継続					
		「都市計画法」の規定に基づく開発行為の許可等に関する審査基準」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導	区で指導を実施						継続					
		「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導	区で指導を実施						継続					
		小規模民間施設	流域対策の実施を推進	対策量 (m)										
				実績	851	545	730							
	計画						730	6,345	6,345	6,345	6,345			
	累計						6,345	12,690	19,035	25,380				
	「世田谷区建築物に係る住環境の整備に関する条例」に該当する施設については、雨水貯留浸透施設の設置を指導		区で指導を実施						継続					
	「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導		区で指導を実施						継続					
	雨水タンクの設置を促進するために、「世田谷区雨水タンク設置助成金交付要綱」による助成制度の活用をPR	広報、HP、ポスター等でPR						継続						
	緑地等の保全及び設置を促進するため、各種助成制度の活用をPR	区のお知らせ、HPへの掲載や各種イベントの実施時に案内等を配布してPR						継続						
建築確認申請時や当区土木所管等との協議時におけるPRを実施	パンフレット、ポスター等でPR						継続							
雨水貯留浸透施設の設置を促進するため、世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱に示す必要提出書類を簡略化を図る	必要提出書類を削減						継続							
雨水浸透施設の設置における助成内容の拡充について検討							継続							
								継続						



表 2.4(7) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画			
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)
「流域対策」の強化	小規模民間施設	世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する計画書の提出対象の敷地面積を150m <sup>2</sup> 以上の引下げ等の指導要綱の見直しを検討						新規	→	
		雨水貯留浸透施設の設置の促進及び確実な把握のため、条例化に向けた検討						新規	→	
	民間施設における流域対策の強化	私道	流域対策の実施を推進		対策量 (m)					
			実績	22	0	12				
			計画				10	20	20	20
		累計					20	40	60	80
		「世田谷区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、雨水貯留浸透施設の設置を指導	雨水貯留浸透施設の指導					継続	→	
		「私道整備助成」や「私道排水設備の助成」による私道の整備時において、雨水浸透施設の設置や透水性舗装による整備を促進	雨水浸透施設や透水性舗装の整備					継続	→	
	既存住宅	助成制度を活用した雨水浸透施設の設置促進	設置数 (基)							
			実績	208	189	224				
		累計	208	397	621	621				
		雨水浸透施設の設置における助成内容の拡充について検討			要綱の改定			継続	→	
		「世田谷区雨水浸透施設設置助成金交付要綱」に基づく雨水浸透施設の設置助成内容についてPR	PRの実施					継続	→	
		都が実施する下水道管渠の整備、改築・更新にあわせて、雨水浸透施設の設置を促進	雨水貯留浸透施設のPR					継続	→	
	雨水利用の促進	雨水利用施設の設置推進	小学校・中学校の新築や改築時において、雨水利用施設の設置を推進	小学校6校、中学校2校で雨水をトイレの洗浄水として利用					継続	→
区庁舎の改築にあわせた雨水利用施設の設置を推進			区庁舎の改築計画中					継続	→	
公共施設を新築する際には、雨水利用施設の設置を推進				喜多見東地区 会館で実施				継続	→	

表 2.4(8) 流域対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画						
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)			
「流域対策」の強化	雨水利用の促進	助成制度を活用した雨水タンクの設置促進	設置数(基)										
			実績	39	33	31							
		累計	39	72	103	103							
		公共施設に設置した雨水タンクを活用して、区民や事業者等へPR	PR用雨水タンクの設置							継続			
		雨水タンクの設置効果や助成内容について、区のホームページやパンフレット等を活用して、区民、住宅メーカー、不動産業者等へPR	PRの実施							継続			
		雨水タンクの助成内容を見直し(要件の緩和等の検討)、設置を促進	助成制度を改定							継続			
		区が管理する施設に更に雨水タンクを設置			玉川土木管理 事務所で設置				継続				

## 2.3 家づくり・まちづくり対策

### 2.3.1 家づくり・まちづくりの基本的な考え方

世田谷区では、水害に強い家づくり・まちづくりを目指して、雨水貯留浸透施設の設置や浸水予防策について、建築主や事業者等に「世田谷区建築物の建築に係る住環境の整備に関する条例」に基づく指導や、「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」について啓発を行ってきました。

この度、さらに対策が促進されるよう、関連各課で連携し、豪雨時においても浸水被害を軽減できるようなしくみづくりを検討します。

具体的には、まず区民自らが、自分の住む地区における過去の浸水被害や河川、下水道の整備状況及び流域対策の実施状況等に関する情報を十分理解することが大切であり、そのために世田谷区としては、家づくり・まちづくり対策が促進されるよう区民や事業者等に積極的に情報提供を行います。また、雨水利用を大規模施設だけでなく、小規模施設にも推進・促進を目指していきます。

そして、情報提供とともに、地区の中で豪雨対策がより効果的に行われるように、地区計画や地区まちづくり計画の策定や改定にあわせて、地区の豪雨対策を改めて検討し、水害に強い家づくり・まちづくりを目指すことを基本的な考え方とします。

## 2.3.2 家づくり・まちづくり対策の行動計画

## (1) 浸水に関する情報の事前周知の推進

**【目標】**

区民が自ら住む場所の浸水実績や河川、下水道の整備状況及び流域対策の実施状況等を十分理解するとともに、その情報に基づいて浸水被害に強い家づくりを促進するために、区民や事業者等に対して必要な情報の提供及び周知を目指す。

**【取組内容等】**

浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等の活用方法の検討及び周知を行う。  
河川、下水道の整備状況や流域対策の設置状況に関する情報の提供及び周知を行う。

**【具体の行動】** 番号は【取組内容等】の番号と対応

浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等の点検と課題を整理し、必要に応じて見直しを行い、活用方法等を検討する。

浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等を区民利用施設(出張所、まちづくりセンター、区民集会所等)に掲示するほか、水防演習や各種イベント等を活用した周知、啓発活動を実施する。

庁内及び関係機関が連携を図り、実態に即した浸水被害状況を迅速かつ的確に把握する仕組みを構築する。

新たな情報提供の内容を検討し、広報やホームページ等を活用して必要な情報を提供する。

## (2) 浸水被害に強い家づくりの促進

**【目標】**

区民自らが実施する浸水被害に強い家づくりの促進を目指す。

**【取組内容等】**

止水板・排水ポンプ等の設置を促進することにより、地下・半地下建物における浸水対策を促進する。

雨樋から植栽へ浸透、貯留させる雨庭の創出などにより、雨水流出抑制を図り浸水対策を促進する。

浸水に係わる要綱等に基づいて、建物の建築時における浸水対策の啓発を行う。

**【具体の行動】** 番号は【取組内容等】の番号と対応

止水板・排水ポンプ等の設置方策について検討し、設置を促進する。

「半地下、地下の浸水対策」等のパンフレットを東京都建築士事務所協会や指定確認審査機関等の関係団体に配付し、周知する。

官民連携を活用したPRや広報を充実させ、土のうステーションの活用を促進する。

浸水が発生している箇所及び浸水箇所への集水ルートを検証し、効果の見える化を図るとともに、利用者・交通量の大きな箇所及び浸水常襲箇所等から順次、浸水箇所・集水ルートの公共施設の新築・改築時に、雨水貯留浸透施設を設置する。

雨庭の効果や施工方法等を、事例等を活用し区民へ周知する。

小規模民間施設や既存住宅において、雨樋から植栽へ浸透、貯留させる雨庭の創出を促進する。

「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」等に基づいて、建物の建築時における浸水対策の啓発を行う。



## (3) 地区まちづくりのしくみづくりの促進

**【目標】**

地区まちづくり計画等の計画策定・改定時やまちづくりに関する協定等を締結する際に、関係機関との調整のもと、浸水被害を軽減できる地区まちづくりの促進を目指す。

**【取組内容等】**

地区まちづくり計画等の策定や改定時等において、豪雨対策に関する事項を盛り込む。過去の浸水被害を考慮し、区民が水害に備えるため、区内に土のうを適切に配備する。防災活動の一環として、区管理施設等への水防資機材の配備や「防災資機材の整備の助成」の見直しについて検討する。

**【具体の行動】** 番号は【取組内容等】の番号と対応

地区まちづくり計画等の計画策定・改定時やまちづくりに関する協定等を締結する際に、浸水被害を軽減できる地区まちづくりのしくみを検討し、水害に強いまちづくりを促進する。

「みどりの基本計画」や「世田谷区農地保全方針」等に基づいて、緑地や農地等の保全による貯留・浸透・遊水機能の確保を促進する。

区管理施設へ土のうを適切に配備するとともに、区管理施設以外への土のうや水防資機材の配備の可能性についても検討する。

土のうステーションの位置や使用方法を区のホームページ等で公表し、浸水箇所や土のうステーションをPRする。

「防災資機材の整備の助成」を見直すなど、水防資機材の備蓄に関する助成について検討する。

## 2.3.3 家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画を表2.5に示します。

表 2.5(1) 家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画			
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)
「家づくり・まちづくり対策」の促進	浸水に関する情報の推進	浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等の点検と課題を整理し、必要に応じて見直しを行い、活用方法等を検討		洪水ハザードマップについて地図情報等を更新し増刷				継続		
			浸水概況図について地図情報等を毎年更新							
			国のポータルサイト等を通じて他自治体の取組状況について情報収集							
		浸水概況図や世田谷区洪水ハザードマップ等を区民利用施設（出張所、まちづくりセンター、区民集会所等）に掲示するほか、水防演習や各種イベント等を活用した周知、啓発活動を実施	各種イベント等を活用した周知、啓発活動を実施					継続		
			出張所、まちづくりセンター、区政情報コーナーへ情報提供							
		庁内及び関係機関が連携を図り、実態に即した浸水被害状況を迅速かつ的確に把握する仕組みを構築	仕組みの構築を調整中					継続		
		新たな情報提供の内容を検討し、広報やホームページ等を活用して必要な情報を提供	更新した浸水概況図、一覧表をホームページ上で公開					継続		
		家づくり被害の促進	止水板・排水ポンプ等の設置方針について検討し、設置を促進		道路管理課で作成した止水板、ポンプのチラシを配布				継続	
	「半地下、地下の浸水対策」等のパンフレットを東京都建築士事務所協会や指定確認審査機関等の関係団体に配付し、周知			世田谷区建築物安全安心推進協議会においてパンフレットを配布				継続		
	土のうステーションの活用を促進		26箇所設置		計52箇所設置	返却用ボックスを設置			継続	
	浸水を生じている箇所及び浸水箇所への集水ルートを検証し、効果の見える化を図るとともに、利用者・交通量の大きな箇所及び浸水常襲箇所等から順次、浸水箇所・集水ルートの公共施設の新築・改築時に、雨水貯留浸透施設を設置								新規	
	雨庭の効果や施工方法等を、事例を活用し区民へ周知する。								新規	
	小規模民間施設や既存住宅において、雨樋から植栽へ浸透、貯留させる雨庭の創出を促進								新規	
	「世田谷区建築物浸水予防対策要綱」等に基づいて、建物の建築時における浸水対策を啓発		1年に30件程度の届出に対し、浸水対策について啓発						継続	

表 2.5(2) 家づくり・まちづくり対策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画				
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)	
「家づくり・まちづくり対策」の促進	地区まちづくりのしくみの促進	地区まちづくり計画等の計画策定・改定時やまちづくりに関する協定等を締結する際に、浸水被害を軽減できる地区まちづくりのしくみを検討し、水害に強いまちづくりを促進			地区街づくり計画に雨水対策について明記 太子堂二・三丁目地区 / 芦花公園駅周辺地区 / 北烏山二丁目中部地区	池尻四丁目・三宿二丁目地区 / 補助52号線沿道若林・梅丘・豪徳寺・宮坂地区 / 八幡山三丁目地区 / 上北沢駅周辺地区		継続			
		「みどりの基本計画」や「世田谷区農地保全方針」等に基づいて、緑地や農地等の保全による貯留・浸透・遊水機能の確保を促進	烏山九丁目屋敷林において特別緑地保全地区に指定		瀬田農業公園を拡張 成城四丁目十一山において特別緑地地区に指定			継続			
		区管理施設へ土のうを適切に配備するとともに、区管理施設以外への土のうや水防資機材の配備の可能性についても検討	各土木事務所にて土のうを適切に管理 土のうステーションにて土のうを適切に管理						継続		
		土のうステーションの位置や使用方法を区のホームページ等で公表し、浸水箇所や土のうステーションをPR			土のうステーションについてHPで公表				継続		
		「防災資機材の整備の助成」を見直すなど、水防資機材の備蓄に関する助成について検討	災害対策課と連携し検討中							継続	

## 2.4 避難方策

### 2.4.1 避難方策の基本的な考え方

避難方策については、豪雨時に河川・下水道の流下・排水能力を超えて、水が溢れ出したとしても、区民の生命・身体の安全を守ることを前提として、適切な避難に必要な情報提供の充実並びに、区、区民、事業者等地区全体としての避難誘導態勢を整備していくことを目指します。

### 2.4.2 避難方策の行動計画

#### (1) 情報提供の充実

##### 【目標】

豪雨災害から、区民の生命・身体の安全を守るため、適切な避難に必要な情報提供の充実を目指す。

##### 【取組内容等】

豪雨時において、区民や事業者等に防災、避難に関する情報を确实、適切に周知する。豪雨時の避難等が適切に実施されるよう、通常時からの情報提供に努める。

##### 【具体の行動】 番号は【取組内容等】の番号と対応

通信連絡体制（関係機関相互の連絡、指示及び伝達等）の強化を図る。

雨量・河川水位情報サイト及び災害・防犯情報メール配信の表示方法、情報量、質等について検討する。

河川増水時の危険性を周知するための看板等を設置するとともに、親水利用施設への立入防止策を検討する。

河川の洪水・氾濫による水害等についての情報や水害状況を迅速かつ正確に把握するため、ライブカメラを増設するなど、河川情報システムを拡充する。

道路冠水の状況をリアルタイムの配信を検討する。

情報発信サイト（雨量・河川水位情報サイトや災害・防犯情報メール配信サイト等）の情報入手手段について、住民等へ周知する。

避難行動要支援者の支援に関する協定締結を推進する。

避難支援プラン（個別計画）の作成について検討する。

世田谷区避難行動要支援者避難支援プランを活用した連絡体制づくりを検討・推進する。

浸水実績として必ずしも報告されていない一時的な小規模浸水も含めて、学校・保育施設や病院・福祉施設等の出入口・通学路等において通行の支障となる浸水及び集水ルートの実態を把握する。

ライブカメラの設置状況(平成 21 年 10 月)



場所:野川水道橋付近

## (2) 避難誘導態勢の整備・強化

**【目標】**

豪雨災害から、区民の生命・身体の安全を守るため、避難誘導態勢の整備・強化を目指す。

**【取組内容等】**

避難誘導態勢の整備・強化を推進する。

整備した避難誘導態勢に基づき、避難訓練を実施する。

**【具体の行動】** 番号は【取組内容等】の番号と対応

水害時避難行動マップ等に基づき、地区毎に避難態勢（避難場所、避難経路、避難方法等）を検討、構築し、区民に周知する。

区、町会、自治会、消防団等の関係者が連携を図り、定期的な避難訓練や水防訓練を継続的に実施する。

浸水被害が想定される地区内の事業所について、自主的避難の意識向上を図るための啓発を行う。

世田谷区避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域の安心、安全体制を強化する。

## 2.4.3 避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画

避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画を表 2.6 に示します。



表 2.6(1) 避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体的行動	これまでの活動実績				行動計画			
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)
「避難方策」の強化	情報提供の充実	通信連絡体制（関係機関相互の連絡、指示及び伝達等）の強化	適宜連絡体制を確認					継続		
		雨量・河川水位情報サイト及び災害・防犯情報メール配信の表示方法、情報量、質等について検討				インターネットによる雨量・水位観測システムの閲覧へ変更		継続		
		河川増水時の危険性を周知するための看板等を設置するとともに、親水利用施設への立入防止策を検討	必要箇所なし					継続		
		河川の洪水・氾濫による水害等についての情報や水害状況を迅速かつ正確に把握するため、ライブカメラを増設するなど、河川情報システムを拡充				インターネットによる雨量・水位観測システムの閲覧へ変更		継続		
		道路冠水の状況についてリアルタイムの配信を検討						新規		
		情報発信サイト（雨量・河川水位情報サイトや災害・防犯情報メール配信サイト等）の情報入手手段について、住民等へ周知	ホームページや広報等を用いて周知					継続		
		避難行動要支援者の支援に関する協定締結を推進	協定締結の実施					継続		
		避難支援プラン（個別計画）の作成について検討	支援プランの検討					継続		
		世田谷区避難行動要支援者避難支援プランを活用した連絡体制づくりを検討・推進	「世田谷区避難行動要支援者避難支援プラン」への改定					継続		
		浸水実績として必ずしも報告されていない一時的な小規模浸水も含めて、学校・保育施設や病院・福祉施設等の出入口・通学路等において通行の支障となる浸水及び集水ルートの実態を把握						新規		

表 2.6(2) 避難方策におけるこれまでの活動実績と行動計画

4つの柱	施策の内容	具体の行動	これまでの活動実績				行動計画			
			H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	H32年度 (2020)	H33年度 (2021)
「避難方策」の強化	避難誘導態勢の整備・強化	地区毎に避難態勢（避難場所、避難経路、避難方法等）を検討、構築し、区民に周知	指定緊急避難場所の指定（氷川神社、鎌田区民センター）					継続		→
		区、町会、自治会、消防団等の関係者が連携を図り、定期的な避難訓練や水防訓練を継続的に実施	定期的な水防訓練の実施 マップを使用した水害時避難訓練の実施					継続		→
		浸水被害が想定される地区内の事業所について、自主的避難の意識向上を図るための啓発を実施	浸水概況図等をHPで公表し、自主的避難の意識向上を啓発					継続		→
		世田谷区避難行動要支援者避難支援プランに基づき地域の安心、安全体制を強化				災害時要援護者支援事業から世田谷区避難行動要支援者避難支援プランに変更		継続		→

### 3. モデル地区

豪雨対策の効果を早期に発現する必要がある地区については、「基本方針」に示す過去の浸水状況や地区計画等で流域対策の促進が図られる地区等の選定項目を踏まえて、豪雨対策のモデル地区として位置づけられています。

「現行計画」の平成26年度～平成29年度の期間では、上馬・弦巻地区で蛇崩川幹線の増強整備が平成29年度に着工する他、流域対策として、用賀3、4丁目・上用賀地区で約1600m<sup>3</sup>、上馬・弦巻地区で約1900m<sup>3</sup>、中町・上野毛地区で1600m<sup>3</sup>の対策を行ってきました。

「行動計画」においては、「現行計画」に引き続き、豪雨対策における施策を優先して実施し、継続して対策の推進を図ります。

#### 3.1 モデル地区の位置図

モデル地区は、「用賀3、4丁目・上用賀地区」、「鎌田1、2丁目地区」、「上馬・弦巻地区」と「中町・上野毛地区」の4地区が位置付けられています。

図 3.1 モデル地区の位置図



### 3.2 単位対策量

モデル地区では流域対策の基準の強化し、教育施設、公園、道路についてモデル地区における単位対策量を設定しています。(表 3.1)

表 3.1 単位対策量 (上段：モデル地区、下段：区内全域)

対象施設	単位対策量
公共施設(公園、道路、並びに鉄道事業者及び高速道路事業者が管理する施設を除く)	600m <sup>3</sup> /ha
教育施設	1,000m <sup>3</sup> /ha
公園(敷地面積1,000m <sup>2</sup> 以上)	1,000m <sup>3</sup> /ha
公園(敷地面積1,000m <sup>2</sup> 未満)	600m <sup>3</sup> /ha
道路	600m <sup>3</sup> /ha
鉄道事業者又は高速道路事業者が管理する鉄道又は高速道路施設	300m <sup>3</sup> /ha
大規模民間施設	600m <sup>3</sup> /ha
小規模民間施設	300m <sup>3</sup> /ha
私道	300m <sup>3</sup> /ha

対象施設	単位対策量
公共施設(公園、道路、並びに鉄道事業者及び高速道路事業者が管理する施設を除く)	600m <sup>3</sup> /ha
教育施設	1,000m <sup>3</sup> /ha
公園(敷地面積3,000m <sup>2</sup> 以上)	1,000m <sup>3</sup> /ha
公園(敷地面積1,000m <sup>2</sup> 以上3,000m <sup>2</sup> 未満)	700m <sup>3</sup> /ha
公園(敷地面積1,000m <sup>2</sup> 未満)	600m <sup>3</sup> /ha
道路	500m <sup>3</sup> /ha
鉄道事業者又は高速道路事業者が管理する鉄道又は高速道路施設	300m <sup>3</sup> /ha
大規模民間施設	600m <sup>3</sup> /ha
小規模民間施設	300m <sup>3</sup> /ha
私道	300m <sup>3</sup> /ha

赤字:変更した項目

## 4. 進捗管理等

### 4.1 実施主体

「行動計画」は区、区民、事業者、国、都等それぞれが実施主体となる計画であり、それぞれの実施主体が連携・調整・協力しながら進めていかなければなりません。

「行動計画」を着実に実施していくためには、区だけでなく、区民、事業者、国、都等が役割に応じた責任を果たしながら連携し、協力することが何よりも重要です。

各施策の実施主体は表 4.1 のとおりです。

“雨水の利用の推進に関する法律”では、国、都道府県、市町村の公共団体が雨水の利用の推進に関する施策を策定し、実施する。事業者及び国民は、自らの雨水の利用に努めるとともに、公共団体が実施する施策に協力するように努めています。

表 4.1 「行動計画」における各施策の実施主体 p

豪雨対策の取組についての4つの方針	具体的な取組	施策の内容	実施主体					
			区	国	東京都	公共公益機関	区民	事業者
「河川、下水道整備」の推進	河川の整備	野川・谷沢川流域における河川整備						
	下水道の整備	合流式下水道区域の下水道整備						
		分流式下水道区域(雨水)の下水道整備						
「流域対策」の強化	区管理施設	教育施設(小学校・中学校)における流域対策の強化						
		公園・広場等における流域対策の強化						
		事業所、住宅等における流域対策の強化						
		道路における流域対策の強化						
	国、都、公共公益機関の管理施設	国、都の管理施設・管理道路における流域対策の強化						
		公共公益機関の管理施設における流域対策の強化						
	民間施設	大規模民間施設における流域対策の強化						
		小規模民間施設における流域対策の強化						
		私道における流域対策の強化						
		既存住宅における流域対策の強化						
	雨水利用の促進	雨水利用施設の設置促進						
雨水タンクの設置促進								
グリーンインフラの促進								
「家づくり・まちづくり対策」の促進	浸水に関する情報の事前周知の推進							
	浸水被害に強い家づくりの促進							
	地区まちづくりのしくみづくりの促進							
「避難方策」の強化	情報提供の充実							
	避難誘導態勢の整備・強化							

：主体

：連携協力

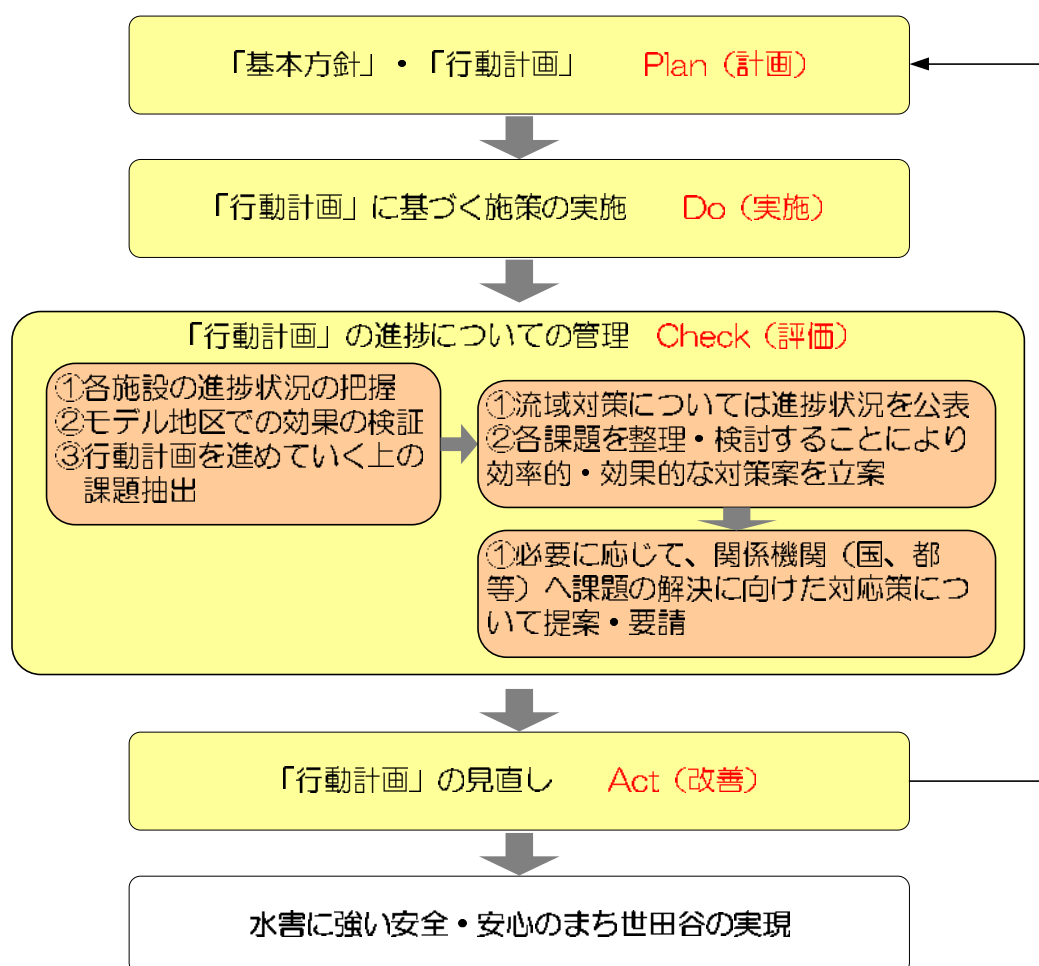
## 4.2 進捗管理

「行動計画」は、豪雨対策の実現に向けた区での取組の指針となるものであることから、計画策定後も、計画に従って施策が確実に遂行されているかをチェックし、適宜見直していくことが重要です。

進捗管理の考え方としては、図 4.1 に示す P D C A サイクルに基づいて、施策の実施状況の管理を行います。また、計画策定後においても、豪雨対策の推進に関する会議を開催し、施策の進捗状況を報告するとともに、「行動計画」を進めていく上での課題やモデル地区を事例とした効率的・効果的な豪雨対策の推進方法等について整理・検討を行います。

会議で抽出した課題や効率的・効果的な豪雨対策の推進方法等を、「行動計画」見直し時に反映することにより、さらなる施策の推進を図ります。

図 4.1 進捗管理のフロー





## 4.3 区及び都における主な整備内容の一覧

表.4.2 区及び都における主な整備内容の一覧

河川流域名		区	都	
			河川	下水道
多摩川水系	野川	・下水管を全て整備	・50ミリ改修を実施中 ・野川流域河川整備計画(変更)を公表予定	・下水雨水管を整備中
	鎌田1・2丁目	・モデル地区(鎌田1,2丁目地区) ・下水管を全て整備		
	仙川	・下水管を全て整備	・50ミリ改修を実施中	・下水雨水管を整備中
	谷沢川		・谷沢川分水路を整備 ・対策強化流域に追加 ・谷沢川及び丸子川流域河川整備計画を公表予定	・谷沢川雨水幹線(貯留管)を整備
	用賀・上用賀	・モデル地区(用賀3,4丁目・上用賀地区)		
	中町・上野毛	・モデル地区(中町・上野毛地区)		
	丸子川	・下水雨水管を全て整備	・対策強化流域に追加	・谷川雨水幹線を整備中 ・上沼部雨水幹線の整備予定
桜丘4丁目		・谷川雨水幹線主要枝線を整備中		
目黒川水系	蛇崩川			・子の神公園雨水調整池を設置 ・蛇崩川幹線を増強(75ミリ対応)
	上馬・弦巻	・モデル地区(上馬・弦巻地区)		・小泉公園調整池を設置
	烏山川			・烏山幹線を再構築
	桜・世田谷			・豪雨対策下水道緊急プラン(小規模緊急対策)を実施予定
	北沢川			・北沢川幹線の再構築予定 ・松原幹線の再構築予定
呑川水系	呑川		・呑川流域河川整備計画を公表予定	・呑川幹線を増強(75ミリ対応)
	九品仏川			・九品仏幹線を再構築
	奥沢・尾山台			・豪雨対策下水道緊急プラン(小規模対策)を実施予定

近年の集中豪雨の頻発や治水対策の現状を踏まえ、世田谷区における今後の豪雨対策のあり方について検討するため、『(仮称)「世田谷区豪雨対策行動計画」(平成30年度～平成33年度まで)にかかわる有識者会議』を設置し、意見聴取を行いました。

#### 有 識 者 名 簿

忌部 正博	公益社団法人雨水貯留浸透技術協会
神谷 博	特定非営利活動法人雨水まちづくりサポート
福岡 孝則	東京農業大学 地域環境科学部 造園科学科
守田 優	芝浦工業大学 工学部 土木工学科

(敬称略、五十音順)

**世田谷区豪雨対策行動計画**  
**(平成30年度～平成33年度まで)**  
(2018) (2021)

平成 年( 年) 月発行

編集・発行：世田谷区 土木部 土木計画課  
〒154-8504 東京都世田谷区世田谷 4-21-27  
TEL 03-5432-2365 FAX 03-5432-3026

